

# 当別町行財政システム再構築プラン

平成 17 年 3 月

当 別 町

# 目次

## 基本方針

再構築プラン策定の背景	1
1 策定の背景	1
2 策定の必要性	2
（1）分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり	2
（2）少子高齢化に対応した施策の見直し	3
（3）住民との協働によるまちづくり	4
（4）健全財政に向けた立て直し	5
再構築プランで目指す基本方向	7
1 再構築プランの位置付け	7
2 再構築プランの期間	7
3 再構築のための視点	7
（1）ゼロ・ベースからの再構築	7
（2）コスト意識の徹底と成果志向	7
（3）施策の重点化と民間能力の活用	7
（4）住民との協働によるまちづくり	8
4 再構築プランで目指す基本方向	9
（1）住民サービスの維持向上のための「新たな支え合いの仕組み」づくり	9
（2）簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築	9
今後の財政見通し	12
1 財政の現状	12
2 今後の財政収支見通し	12
財政関係資料	16

## 実施計画

具体的取り組みの体系	23
具体的取り組み事項	25
1 住民参加の推進 ～住民協働によるまちづくりのための仕組みづくり	25
（1）協働の仕組みづくり	25
（2）活動支援と環境の整備	28
（3）人材の育成・啓発	29
（4）情報の共有	30

2	事務事業の見直し ~ 少子高齢化、分権型社会に対応した施策の再構築	32
(1)	業務の効率的な執行と町民サービスの向上	32
(2)	公共施設の再編と管理運営方法の見直し	34
(3)	行政サービスの再構築	37
(4)	公共事業の見直し	41
3	行政組織の見直し ~ 簡素で効果的かつ効率的な組織体制の再編	42
(1)	行政組織の見直し	42
(2)	定員管理の見直し	43
(3)	職員の意識改革	44
(4)	人件費の抑制	44
4	財政基盤の健全化 ~ 健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立	46
(1)	歳入確保に向けた取り組み	46
(2)	経常収支比率の改善	47
(3)	公債費管理の適正化	48
(4)	基金の確保	49
	<b>計画期間における重点施策</b>	50
1	美しいまちづくり	50
2	バス交通体系の確立	52
3	情報通信基盤の整備	53
4	子育て支援の推進	54
5	少子高齢化に対応した健康づくりの推進	55
6	農業生産組織及び農産物加工・開発への支援	57
7	文化創造と情報発信拠点の創出	58
8	北海道医療大学との連携と商店街の活性化	60
9	都市計画事業の推進	62
	<b>再構築プランで目指す財政目標</b>	63
1	財政不足額への対応	63
2	目指す財政目標	64
	<b>推進体制</b>	65

## 参考資料

1	当別町行財政システム再構築プラン実施計画掲載事業一覧	67
2	当別町行財政システム再構築プランの策定経過	71
3	当別町行財政システム再構築プランにかかる提言	75
4	当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議設置要綱	77
5	当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議委員名簿	78
6	当別町行財政システム再構築推進本部設置要綱	78

# 基本方針

## 再構築プラン策定の背景

### 1 策定の背景

当別町では、平成11年6月に策定した「当別町第4次総合計画」に基づき、計画的に魅力あるまちづくりを進めるとともに、平成11年3月に策定した「行政改革大綱」及び「当別町行政改革実施計画」に基づき、行政改革に取り組んできました。

しかし、長引く景気の低迷による歳入の伸び悩みや、これから町の借金である公債費償還のピークを迎えることに加え、国庫補助負担金改革、地方交付税改革や税源(\*1)移譲、という国の「三位一体の改革」(\*2)により、本町の財政は大きな影響を受けており、危機的な町財政を抜本的に立て直すことが求められています。

一方、本町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化するなか、少子高齢化の進展を見据えながら、分権型社会に対応し自立した魅力ある地域社会の実現をめざすためには、これまでの行政主導のシステムから脱却する必要があります。

このため、住民参加のもと、住民と行政がそれぞれの能力を発揮しながら、簡素で効果的、効率的な行政サービスのあり方を再構築することにより、住民の満足度の向上がより図られる新しい行政システムを確立することが緊急の課題となっています。

こうした状況の中で、当別町としては、市町村合併は行財政改革の有効な手段の一つであると考え、平成15年7月30日に、月形町、新篠津村と任意合併協議会を設置し、3回の協議会を開催するなど、現行の合併特例法(\*3)による合併を目指し、取り組みを行いました。

しかし、その後、各町村において、合併時期についての考え方に違いがあり、平成16年6月30日をもって任意合併協議会を解散しました。

---

#### \*1 税源

税金をかけるもとになる収入や財産。

#### \*2 三位一体の改革

国から地方への補助金の削減、地方公共団体の財源不足や団体間の収入の格差を少なくするために国から地方公共団体へ交付金を配分する制度である地方交付税制度の見直しにより国の財政負担を減らす代わりに、これまで国税として徴収してきた税源の一部を地方に移譲する3つの改革をまとめて行うこと。

#### \*3 現行の合併特例法

自主的な市町村の合併を推進するために必要な財政支援措置などについて定めている現行の合併特例法は、平成17年3月末に失効する(ただし、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した場合には、現行の合併特例法に基づく財政支援措置が適用される。)。それ以降の合併については、新しい合併特例法が適用され、現行よりも財政支援措置が縮小される。

本町を取り巻く社会経済情勢がますます厳しさを増すなかで、合併する、しないに関わらず、行財政改革を進める必要があることは当然ですが、自立を目指していくことは容易なことではなく、根本から事務事業を見直すなど、新たな視点で行財政システムの再構築に取り組んでいく必要があります。

このようなことから、住民が主体的に参加し、これまで以上に住民と行政が連携し協働することによって地域づくりを進めるとともに、これまでの事務事業を根本から見直し、社会経済情勢の変化に対応できる簡素で効果的、効率的な行財政運営の確立や財政基盤の健全化を図ることにより行財政システムを再構築し、第4次総合計画の推進基盤の確立を目指すため、本プランを策定します。

## 2 策定の必要性

### (1) 分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり

平成12年4月の地方分権一括法<sup>(\*)</sup>の施行により、それまでの全国的な画一性を重視する中央集権型の行政システムから、地域のことは、地方自治体が住民とともに、自らの判断と責任のもと、地域の实情に沿った行政を行っていく、システムに変わりました。

市町村は、自己決定と自己責任の原則のもと、自ら政策課題を把握し、政策を立案するとともに、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

また、住民に身近な事務については、原則として市町村で処理するとの観点から、国や都道府県は、市町村への権限移譲を積極的に進めているところです。

このように、分権型社会に対応するためには、専門職員の確保や人材の育成、行政運営の効率化などによって行政体制の充実、強化を図るとともに、財政的にも自立することが必要です。

更に、国が進める「三位一体の改革」により、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合が増えることとなり、地域の課題に対して、地域自らが創意工夫しながら、自主性・自立性をもって、まちづくりを進めていくことがますます必要となってきました。

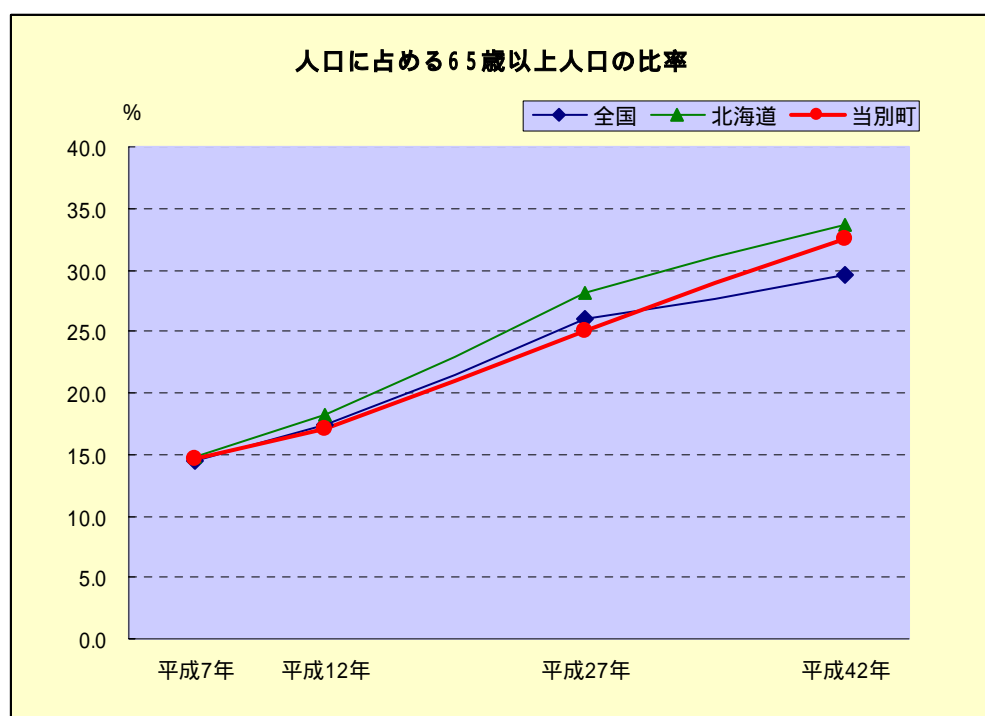
\*1 地方分権一括法

国と地方公共団体の関係を従来の上下・主従の関係から対等・協力の関係に改めるための国の関与の見直し、権限の移譲などを内容としている法律。

## (2) 少子高齢化に対応した施策の見直し

国立社会保障・人口問題研究所(\*1)「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」によると、少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢(15~64歳)人口の割合は、平成12年の68.1%から、平成42(2030)年には59.2%と8.9ポイント減少する一方、老年(65歳以上)人口の割合は、17.4%から29.6%と、12.2%ポイント増加するものと予想されています。

当別町においても、生産年齢人口の割合が、平成12年の66.1%から平成42年には56.6%と9.5ポイント減少する一方、老年人口の割合は17.0%から32.6%と15.6ポイントの大幅な増加が予想されています(同研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」)。



平成7年~12年は総務省「国勢調査」、平成27年~42年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計・中位推計)」及び「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」による。

\*1 国立社会保障・人口問題研究所

平成8年12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人(個別の法律に基づき設立される特別な法人)社会保障研究所を統合し、設立された研究機関であり、国政全般の基礎資料となる将来人口推計など行っている。

このような急激な少子高齢化の進行により、経済成長率の低下や労働力人口（\*1）の減少、介護負担の増加など、社会のさまざまな面での影響が懸念されており、これらの対策を講じていく必要があります。

また、これまでは、財政規模が拡大していくなか、行政は、いかに住民ニーズにこたえていくかが重視され、行政サービスの拡大が進んできましたが、少子高齢化社会に対応するためには、保険・福祉など社会保障関係費の増大が避けられない一方、財政規模が縮小していくなかで、これまでの行政サービスのあり方について再検証し、行政と住民の役割分担について議論のうえ、簡素で効果的、効率的な行政サービスのあり方を再構築することが緊急の課題となっています。

### **(3) 住民との協働によるまちづくり**

これまで、行政は、右肩上がりの経済に支えられ、多様化する住民ニーズに対応して、行政サービスは拡大の一途をたどってきました。

しかし、公平・公正を重んじるために画一的になりがちなこれまでの行政システムでは、少子高齢化、高度情報化の進行といった時代の変化に伴い多様化する住民ニーズや地域の課題に対し、的確に対応することは財政的にも難しくなっています。

一方、多くの住民が、心の豊かさを尊重し、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、ボランティア活動やコミュニティ活動など、それぞれの意欲と能力を活かした社会活動に取り組んでおり、本町においても、福祉、教育、環境など様々な分野で、多くの住民活動団体が、地域の課題に自主的、自発的に取り組んでいます。

国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景として、自治体には抜本的な行財政改革が求められている一方で、これまで以上に住民満足度を重視した効果的、効率的な新たな行財政運営が求められています。

このためには、これまでの行政主導型のシステムを改め、住民と行政がそれぞれ適切な役割分担のもとで、様々な住民ニーズに対応していくまちづくりの仕組みが必要となっています。

こうしたことから、これからの地域社会では、これまで主として行政がサービスの提供を行ってきた分野においても、住民と行政の役割分担を検討する必要があります。そのうえで、住民を行政サービスの受け手であることを超えた、地域社会づくりの「主体」としてとらえ、住民と行政がそれぞれの特性に応じた責任を分担しながら、相互の理解と信頼のもとに、連携、協力することによって、地域の公共的な課題の解決に当たろうとする「協働によるまちづくり」が求められています。

---

\*1 労働力人口

満15歳以上の人口のうち、労働の意思と能力を持つ者の人口。就業者(休業者も含む)と完全失業者(働く意思と能力を持ち、求職活動を行っているにもかかわらず、就業の機会が得られない者)の合計。

#### (4) 健全財政に向けた立て直し

長引く景気低迷などによる町税収入の落ち込みや国の構造改革に伴う地方交付税の縮減などによって、本町の財政は、かつて経験したことのない困難な財政状況に直面しています。また、この状況は、国の「三位一体改革」の推進などとともに今後更に厳しさを増すことが予想されています。

本町においては、従来から農業基盤、道路、都市基盤整備などへの行政投資が多い傾向に加えて、バブル期や崩壊後の景気対策の時期に人口急増への対応が重なったこともあり、平成11年までは右肩上がりの財政規模となりました。

この間の行政投資に伴う町債の償還負担や施設維持管理費が急増し、更には平成12年の介護保険の導入や高齢化の進行等に伴う社会保障費等の増加が続く一方で、景気低迷が長期化したことなどにより歳入財源の減少が続いています。このため、ここ数年は恒常的な財源不足に陥り、財政調整基金<sup>( \* 1 )</sup>をはじめとする各種基金の取り崩しによって基金残高も底をつく状況にあります。また、今後においても公債費の償還額が平成18年度にピークを迎えるなど厳しい状況が見込まれています。

こうした状況にあって、将来にわたり自らのまちづくりを自らの意思と責任において進めるためにも、歳入歳出の収支改善を目的とした財政健全化への取り組みを一層加速させる必要があります。

---

\* 1 財政調整基金

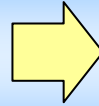
財源不足を生じた時など、年度間の財源調整を行うための基金。

# 再構築プラン策定の背景と必要性

## 策定の背景

### 町を取り巻く諸問題

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ 分権型社会に対応した地域社会の実現
- ・ 危機的な町財政の抜本的な立て直し



行政主導のシステム  
から脱却する必要性

簡素で効果的、効率的な行政  
サービスのあり方の再構築

### 緊急の課題

住民満足度の向上が図られる新しい行政システムの確立

## 策定の必要性

### 分権型社会に対応した自主・自立のまちづくり

- ・ 地域の実情に沿った政策の立案
- ・ 専門職員の確保など行政体制の充実
- ・ 財政的な自立

### 少子高齢化に対応した施策の見直し

- ・ 労働力人口の減少、経済成長率の低下
- ・ 財政規模縮小
- ・ 社会保障関係費の増大

### 住民との協働によるまちづくり

- ・ ますます多様化する住民ニーズ、地域の課題
- ・ 多くの住民の自主的・自発的な社会活動への参加
- ・ 住民と行政の適切な役割分担
- ・ 住民と行政の連携・協力による地域の課題解決

### 健全財政に向けた立て直し

- ・ 景気低迷による歳入の伸び悩み
- ・ 公債費償還のピーク
- ・ 国の三位一体改革による町財政への影響

## 再構築プランで目指す基本方向

### 1 再構築プランの位置付け

再構築プランでは、当面の緊急の課題に対する最優先の取り組みを示すとともに、住民との協働によるまちづくりの基本的な方針、行政改革の実施計画、財政健全化計画の位置付けをあわせもつものとします。

### 2 再構築プランの期間

平成17年度から平成20年度（第4次総合計画の期間）の4か年とします。

### 3 再構築のための視点

#### (1) ゼロ・ベースからの再構築

今後、財政規模が縮小することをしっかり認識し、あらゆる事務事業について、これまでの慣習や制度的な枠組みにとらわれず、限られた財源の範囲で真に必要な施策をどう再構築していくかを、いったん原点に立ち返りゼロ・ベースから検討します。

#### (2) コスト意識の徹底と成果志向

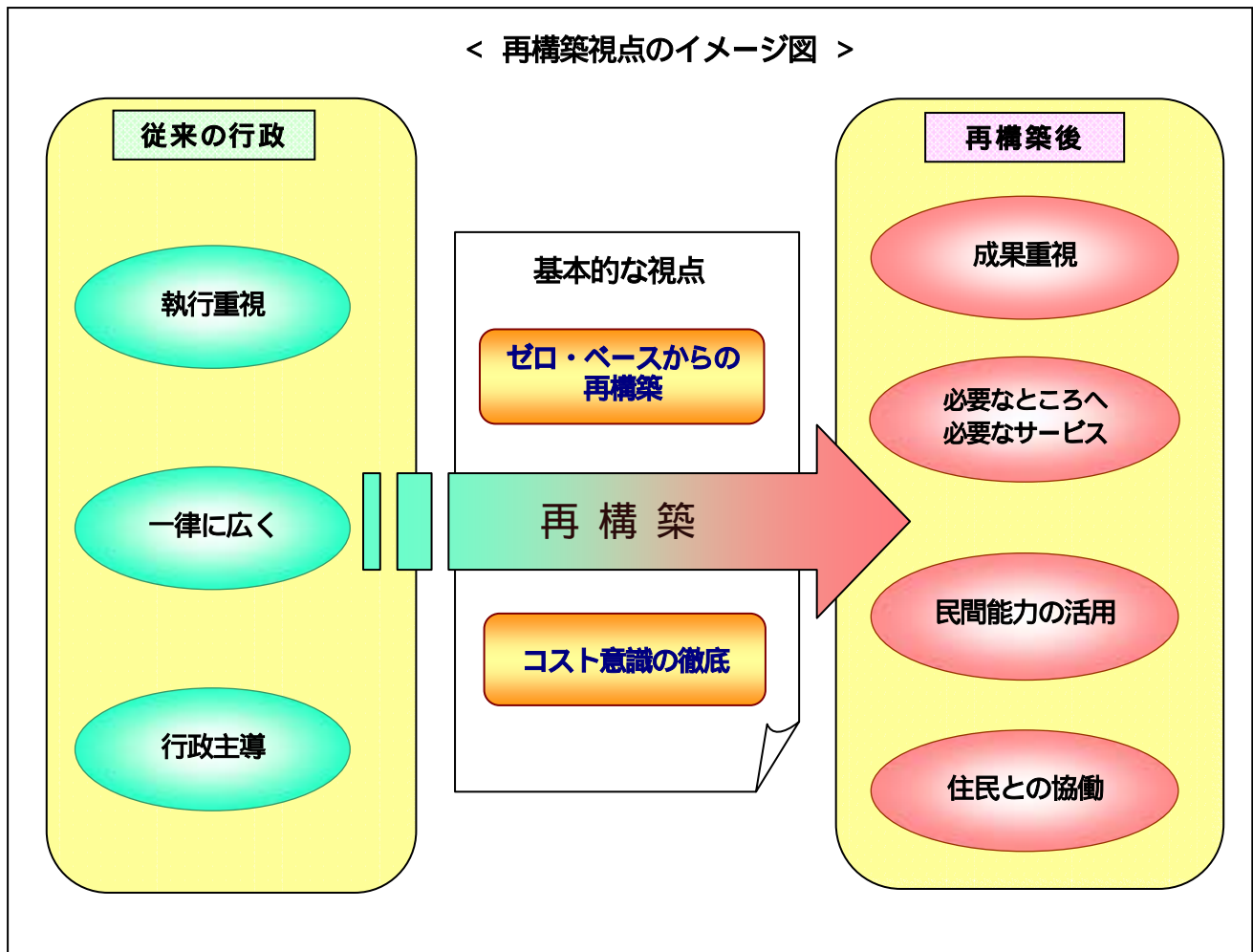
町の事業全般にわたり、コスト意識を持って、「最小の経費で最大の効果」「歳入に見合う歳出」「次世代に大きな負担を残さない」という姿勢で、財政構造の転換を図り、財政の弾力性を取り戻すことを優先します。ただし、コスト削減にのみ傾注するのではなく、また、これまでの行政過程や手続きの正当性だけを重視するのではなく、成果目標を達成するために「どうやったらできるか」を工夫して考え、そのために必要な手続・制度を考案することを重視します。

#### (3) 施策の重点化と民間能力の活用

これまで住民の要求を満たすことを重視して施策の拡大が続いてきましたが、今後の行政運営は、最少の費用で最大の住民満足を得ることが求められますので、「一律に広く」ではなく、「必要なところへ必要なサービスを届ける」ことを念頭に、民間能力を活用しながら行政資源（人、物、お金、情報）の再配分を図ります。

#### (4) 住民との協働によるまちづくり

公共サービスの担い手、まちづくりの主体は行政だけでなく、「自らできることは自らが行う」「民間(町民や地域、NPO(\*1)、事業者など)ができることは、民間が担う」ことを基本に、行政と民間が協働・連携し、対等な立場でお互いの責任に基づく適切な役割分担のもとで様々なニーズに対応していく仕組みを検討し、公共サービス領域への多様な提供主体の参入を促進します。



\*1 NPO(Non Profit Organization)

民間非営利組織、政府・自治体や企業とは独立した存在として、営利を目的としない公益活動を行う組織

## 4 再構築プランで目指す基本方向

これまで各自治体に取り組んできた行政改革は、どちらかといえば、減量経営が中心でしたが、このような手法では、抜本的なシステムの見直しには、なかなか至っていない面がありました。

このため、新たな行財政システムへの取り組みは、社会経済情勢や住民ニーズの変化に伴い、住民と行政の意識改革を図りそれぞれ適切な役割分担のもとで、住民の満足度の向上をより図ることができるシステムへの再構築を目指します。

### (1) 住民サービスの維持向上のための「新たな支え合いの仕組み」づくり

本町の財政規模が縮小していくなかで、住民ニーズに対応し、住民の満足度の向上をより図るためには、これまでの行政主導のシステムを改め、住民と行政がそれぞれ適切な役割分担のもとで、様々な住民ニーズに対応していくまちづくりの仕組みが必要となっています。

これまで主として行政がサービスの提供を行ってきた分野においても、住民と行政の役割分担を検討する必要があります。そのうえで、住民を行政サービスの受け手だけではなく、地域社会づくりの「主体」としてとらえ、住民と行政が対等な立場で連携しながら公益を生み出す「新たな支え合いの仕組み」をつくり、様々なサービス主体が、様々な住民ニーズに対応できるようなまちづくりを進めます。

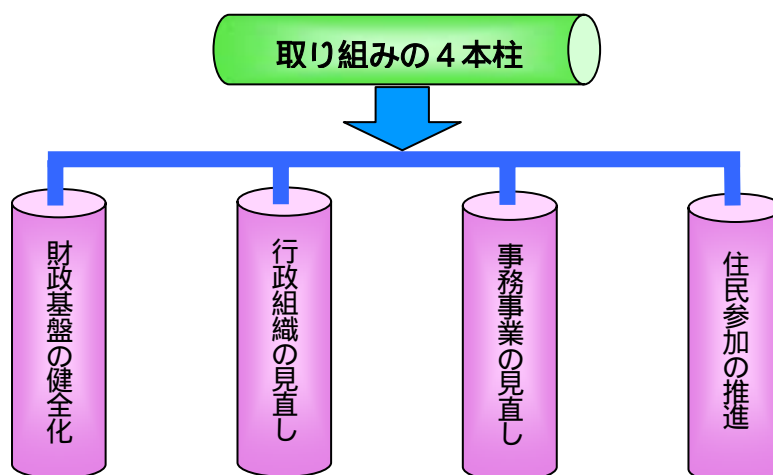
このため、「住民参加の推進」を柱とした取り組みを進めます。

### (2) 簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築

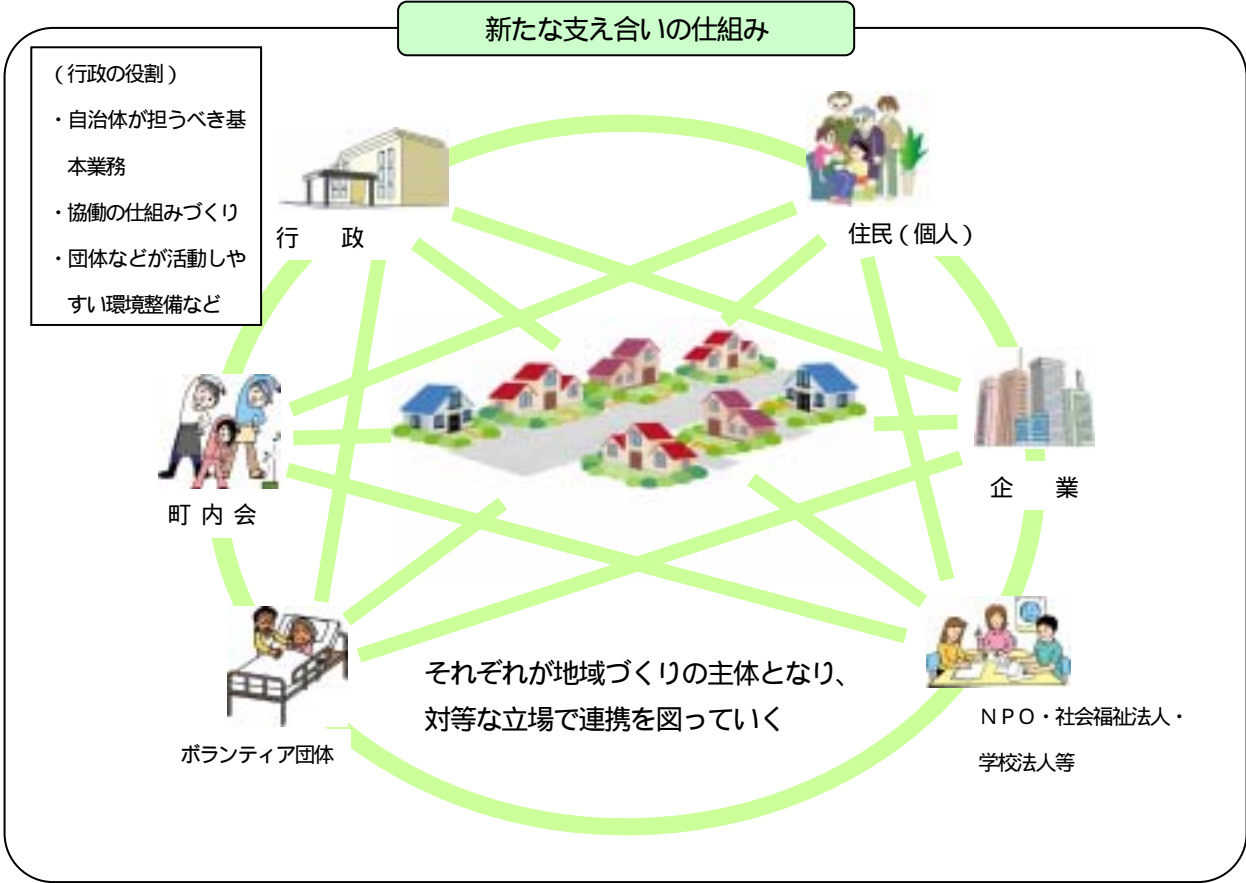
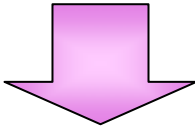
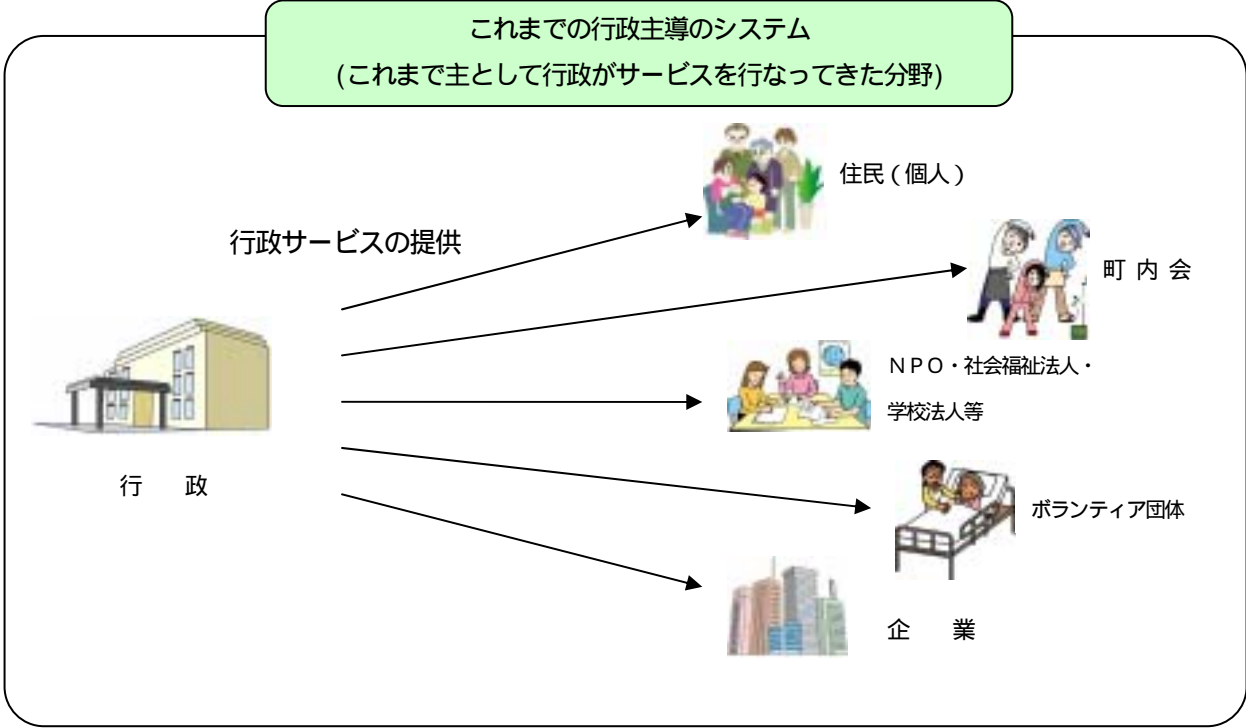
本町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化するなか、限られた財源で変化に適切に対応していくため、これまでの事務事業や行政組織を根本から見直し、簡素で効果的、効率的な行財政運営の確立を目指します。

また、危機的な町財政を抜本的に立て直すため、歳入確保に向けた取り組みなどを進め、財政基盤の健全化を図ります。

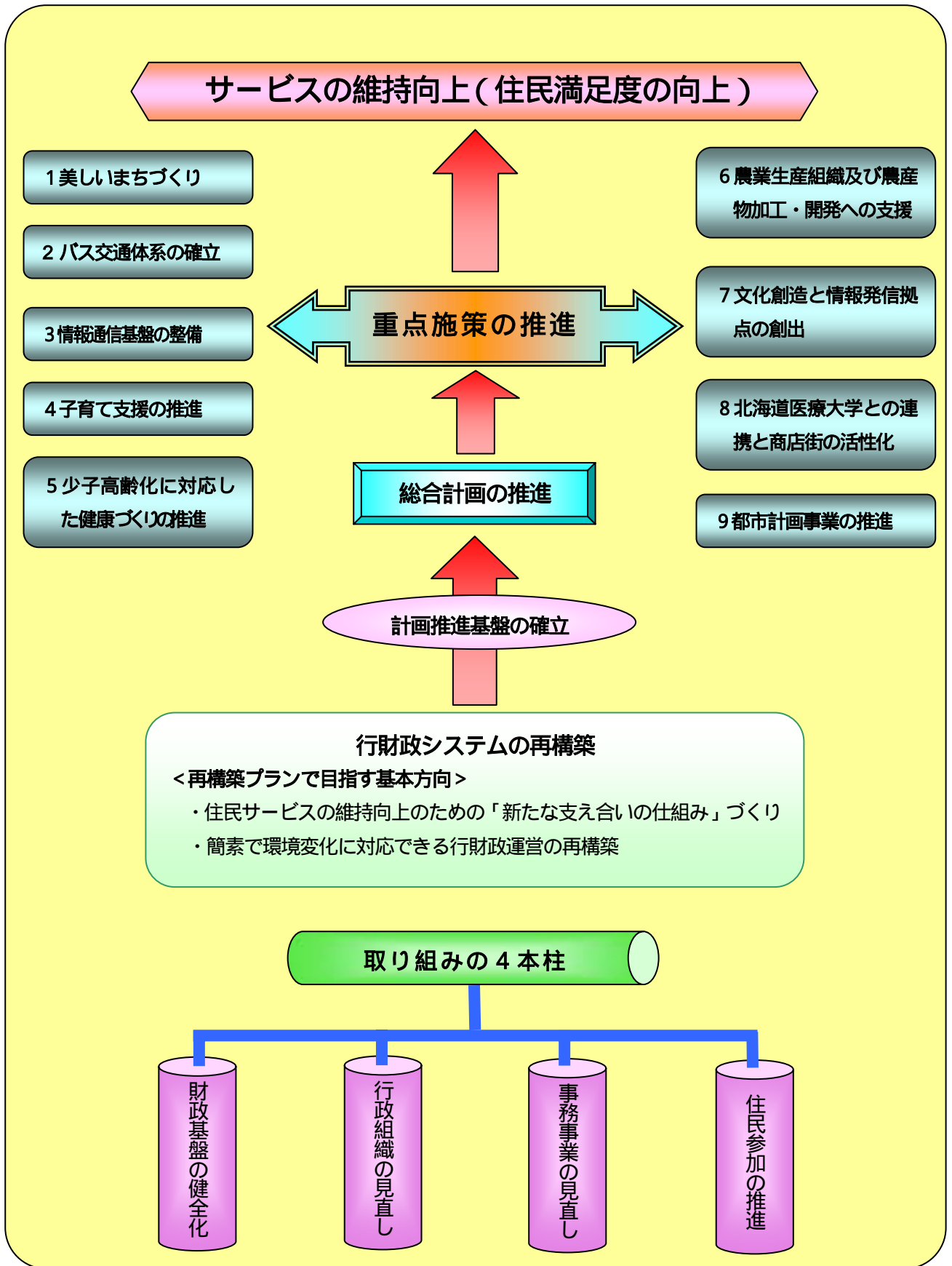
このため、「事務事業の見直し」「行政組織の見直し」「財政基盤の健全化」を柱とした取り組みを進めます。



これまでの行政主導のシステムから「新たな支え合い」へ (イメージ図)



# 行財政システム再構築プランの体系図



## 今後の財政見通し

### 1 財政の現状

本町では、これまで平成12年度に公債費負担適正化計画を策定し、財政健全化対策を講じ20億円を超える削減効果を生み出している途上にあります。しかし、長引く景気の低迷などにより町税収入が落ち込むとともに、国の構造改革に伴う地方交付税の縮減によって町の歳入歳出に不均衡が生じています。厳しい財政状況の中、最近では財政規模が縮小する傾向となっており(13Pの表-1、図-1)、平成15年度は、予算措置されたものを再度事務事業の見直しをかけるなど、可能な限り平成16年度に繋ぐ財源として、約1億7,800万円を確保しましたが、平成16年度予算では、3億3,800万円の基金の取り崩しなどによって、この不均衡を補わざるを得ない状況にありました。

また、国の三位一体の改革の推進などとともに、今後、さらに一段と厳しくなることが予想されます。加えて、平成15年度に21億円に及ぶ地方債の借換を行い低利率化及び公債費の平準化を図っているところですが、本町の公債費の償還額は平成18年度に20億円を超過し償還額のピーク時期を迎える予定であり、平成16年度予算において基金の残高が実質底をつくなど、危機的状況にあります。

### 2 今後の財政収支見通し

「今後の収支見通し」については、14Pの表-2のとおりですが、平成16年度決算見込みをベースにした推計では、現行の公債費負担適正化計画における取り組みを進めたとしても、地方交付税の落ち込みや公債費償還の増大などにより、平成17年度には約5億円、平成20年度までの4年間で約22億円の財源不足が生ずるものと見込まれます。

このため、再構築プランで盛り込んだ取り組みを実行し、「健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立」を達成するため、積極的に住民に情報を公開し、住民と行政がともに理解し合い、ともに協力し合って本町の財政健全化を実現する必要があります。

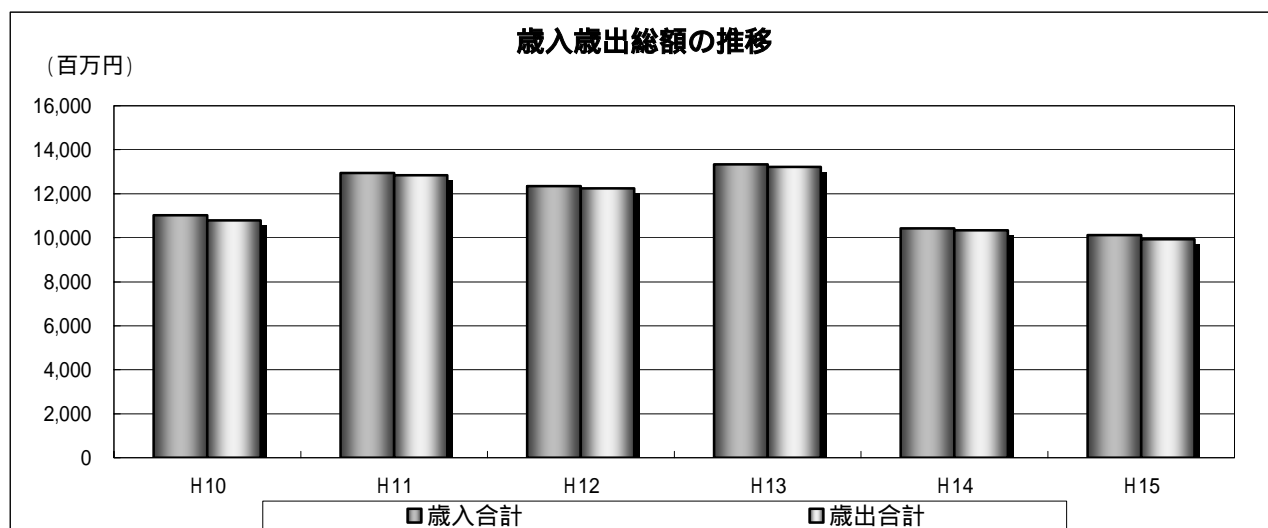
## 普通会計決算の推移

表 1

(単位:千円)

項 目		H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度
歳 入	町税	1,920,457	2,113,164	2,039,097	1,942,154	1,968,477	1,888,243
	地方交付税	4,488,395	4,544,811	4,534,666	4,380,364	4,114,003	3,947,493
	町債	1,582,200	2,380,400	2,131,000	2,523,400	1,330,654	1,528,990
	臨時財政対策債(*1)	0	0	0	179,800	364,900	594,200
	その他	3,026,763	3,904,238	3,644,047	4,487,522	3,016,224	2,746,807
	基金繰入金	216,601	94,596	368,726	482,290	423,305	338,440
	繰越金	59,024	231,076	103,474	101,852	107,542	96,914
	<b>歳入合計</b>	<b>11,017,815</b>	<b>12,942,613</b>	<b>12,348,810</b>	<b>13,333,440</b>	<b>10,429,358</b>	<b>10,111,533</b>
歳 出	義務的経費	4,125,059	4,227,287	4,050,152	4,400,405	4,300,529	4,241,747
	人件費	2,176,180	2,181,569	2,113,882	2,166,364	2,080,353	1,970,690
	扶助費	475,172	516,039	360,393	386,748	364,157	518,748
	公債費	1,473,707	1,529,679	1,575,877	1,847,293	1,856,019	1,752,309
	普通建設事業費	2,399,722	3,985,555	3,846,960	4,765,202	1,935,368	1,805,254
	その他	4,261,958	4,626,297	4,349,846	4,060,291	4,096,547	3,885,515
	<b>歳出合計</b>	<b>10,786,739</b>	<b>12,839,139</b>	<b>12,246,958</b>	<b>13,225,898</b>	<b>10,332,444</b>	<b>9,932,516</b>
<b>歳入歳出差引額 (A)</b>	<b>231,076</b>	<b>103,474</b>	<b>101,852</b>	<b>107,542</b>	<b>96,914</b>	<b>179,017</b>	
翌年度に繰越すべき財源(B)	164,973	7,918	16,893	2,776	3,112	237	
<b>実質収支 (A - B)</b>	<b>66,103</b>	<b>95,556</b>	<b>84,959</b>	<b>104,766</b>	<b>93,802</b>	<b>178,780</b>	

図 1



\*1 臨時財政対策債

交付税の振り替わりとして発行が許可される赤字地方債であるが、その元利償還時に全額交付税措置される。

## 今後の収支見通し（普通会計）

表 2

（単位：百万円）

項 目		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
入	町税	1,888	1,874	1,920	1,920	1,920	1,920
	地方交付税	3,947	3,706	3,673	3,612	3,550	3,489
	町債	1,529	1,274	1,197	1,094	1,002	962
	臨時財政対策債	594	398	323	262	212	172
	その他	2,747	3,323	2,298	2,310	2,030	2,143
	基金繰入金	338	386	0	0	0	0
	繰越金	97	179	0	0	0	0
	<b>歳入合計</b>	<b>10,112</b>	<b>10,177</b>	<b>9,088</b>	<b>8,936</b>	<b>8,503</b>	<b>8,514</b>
出	義務的経費	4,242	4,407	4,347	4,453	4,428	4,347
	人件費	1,971	1,978	1,860	1,824	1,810	1,784
	扶助費	519	590	589	592	595	598
	公債費	1,752	1,839	1,898	2,037	2,023	1,965
	普通建設事業費	1,805	2,119	1,674	1,706	1,171	960
	その他	3,886	3,641	3,568	3,568	3,548	3,548
	<b>歳出合計</b>	<b>9,933</b>	<b>10,167</b>	<b>9,589</b>	<b>9,727</b>	<b>9,147</b>	<b>8,855</b>
<b>歳入歳出差引額</b>	<b>179</b>	<b>10</b>	<b>501</b>	<b>791</b>	<b>644</b>	<b>341</b>	
<b>累積収支(H17～20)</b>			<b>501</b>	<b>1,292</b>	<b>1,936</b>	<b>2,277</b>	

### < 推計方法 >

この推計は、一定の条件のもとで、今後の収支見通しについて、現時点において推計したものであり、今後の地方交付税制度の見直しなどにより、変動する可能性のあるものです。

今後の収支見通しについては、平成15年9月に、当別・月形・新篠津任意合併協議会においても、推計を行ったところですが、平成15年度決算額が確定したことなど、その後の状況変化を勘案し、今回、改めて推計を行ったものです。

16年度決算見込みについては、9月補正までの現計予算をベースとして、確定値による置き換えと近年の動向を勘案した推計値により算出しています。

17年度以降の収支見通しの主な推計方法は以下のとおりとなっています。

- (1) 町税は、17年度において目標とする歳入額を計上（対前年度比2.5%のプラス）18年度以降は同額推移計上としています。
- (2) 地方交付税は、現時点における地方税財政制度を基本として、近年の対象項目の動向を勘案し積算しています。
- (3) 町債は、普通建設事業費に対応して積算し、公債費負担適正化計画に則って制限をしています。

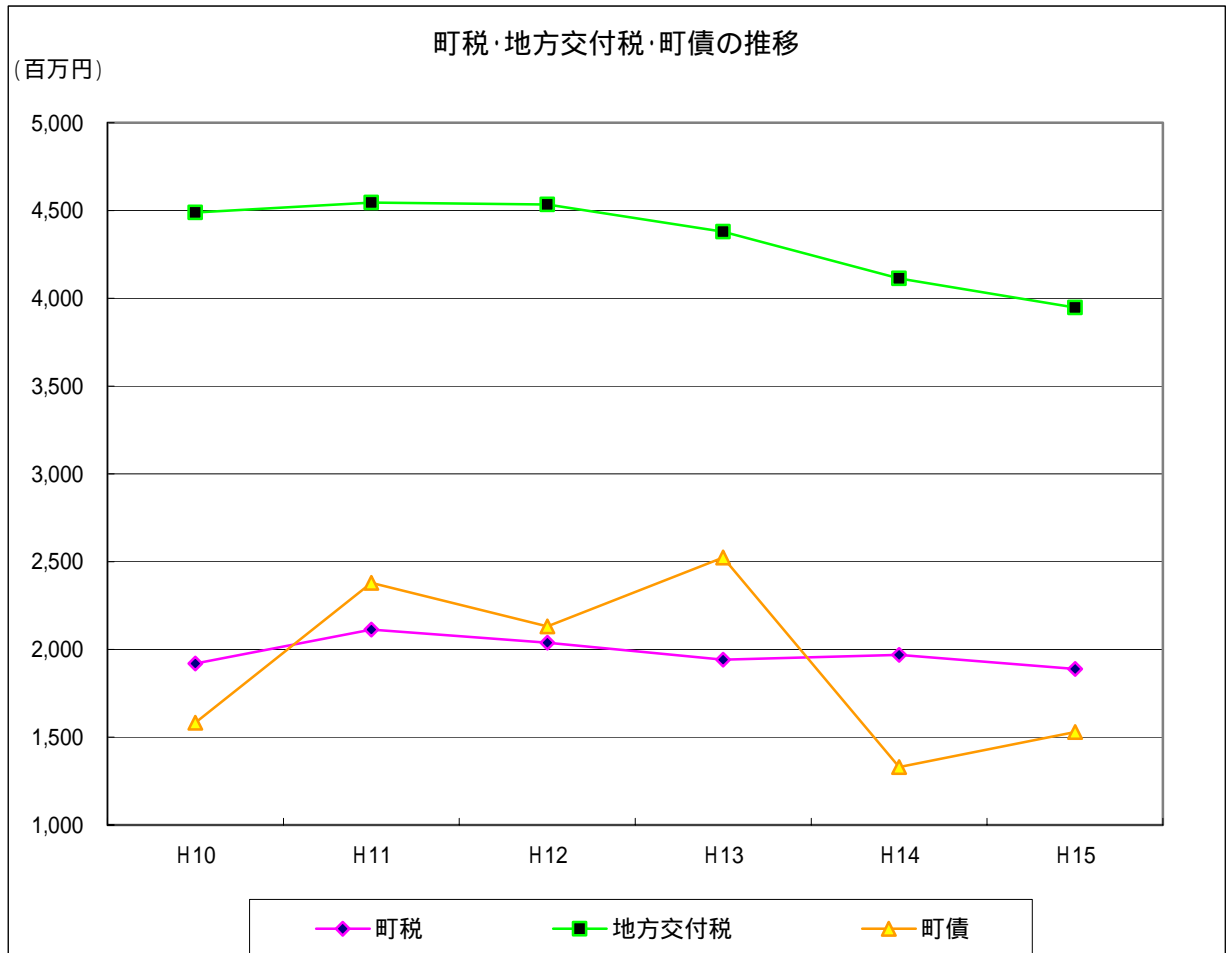
なお、町債には臨時財政対策債と減税補てん債を含んでいます。

また、臨時財政対策債は、平成 17 年度地方債計画（試案）に基づき 17 年度計画額（対前年度費マイナス 18.9%）による積算をしています。

- (4) 人件費は、公債費適正化計画の財政健全化措置により積算し、20 年度まで退職者の補充を 2 分の 1 とし、以降は同額固定による積算をしています。
- (5) 扶助費は、16 年度現計予算をベースに近年の動向を勘案し推計値（0.5%の増加傾向）により積算しています。
- (6) 公債費は、既発債の確定値と新発債の推計値により積算しています。  
16 年度以降の借入分の償還額は、借入額は 7 億 9 千万円を上限として制限し、償還期間 15 年据置 3 年・利率 2.0%という想定により積算しています。
- (7) 普通建設事業費は、事業担当課との執行状況調査に基づき、今後必要と思われる一定の事業量に公債費適正化計画上の制限を加え積算しています。
- (8) その他の歳入歳出は、近年の動向、16 年度地方財政計画、16 年度現計予算をもとに全体を積算しています。

[ 歳入の推移 ]

図 2



【ポイント解説】

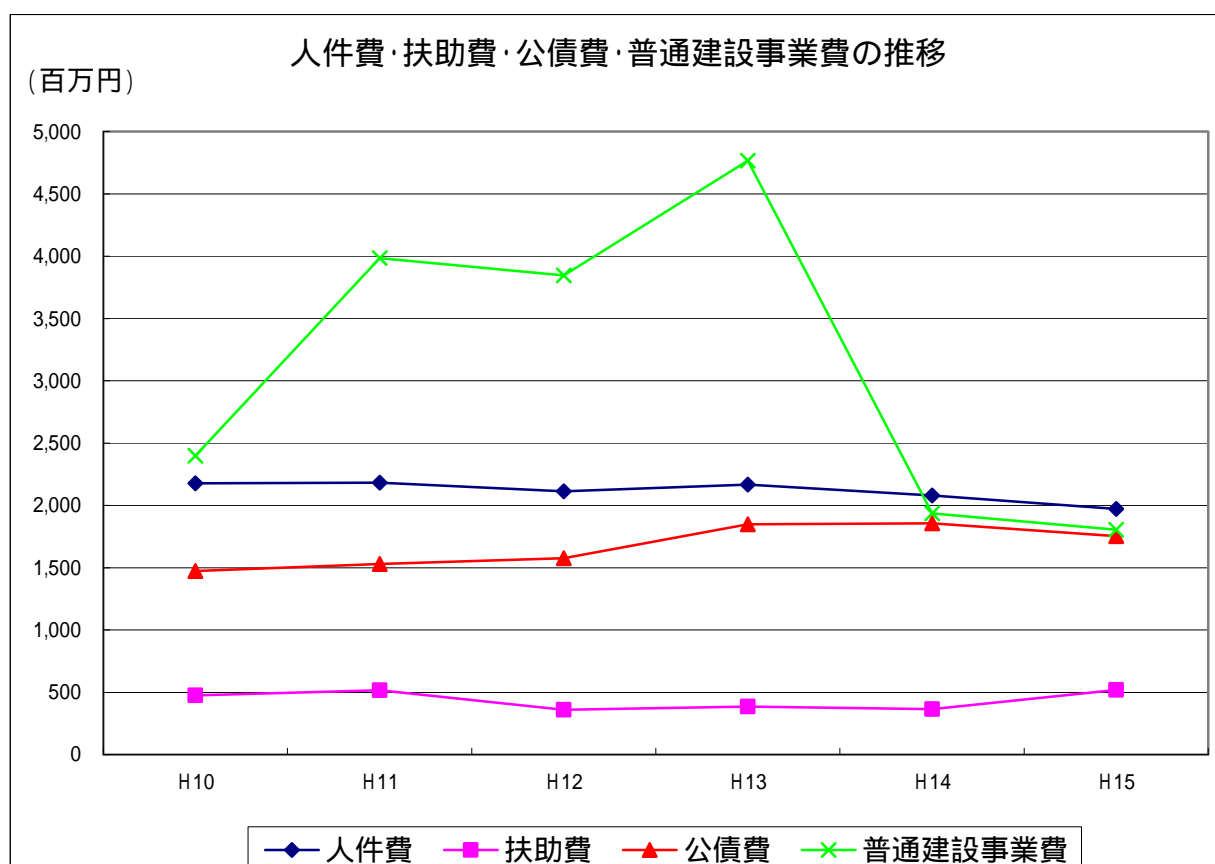
町税は長引く景気の低迷等が影響し、個人所得の減少に伴い町民税が大きく減少しており、最も多かった平成 11 年度と比較して約 225 百万円（ 10.6% ）の減となり、貴重な自主財源は減少傾向にあります。

地方交付税は平成 11、12 年度には約 45 億円程度交付されていたものが国の施策である「三位一体の改革」等により、平成 15 年度には 40 億円を割り込み大きな減少傾向にあり、町財政が逼迫している大きな要因の一つです。

町債は平成 13 年度には「石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設（ライスターミナル）」建設により町債を発行したため、大幅に増加しているものの、平成 12 年度に公債費負担適正計画を策定し、これを実施することにより、発行額を抑制しているため、近年は低い水準で推移しています。

## [ 歳出の推移 ]

図 3



### 【ポイント解説】

人件費は退職職員の不補充、新規採用者の抑制により職員数を削減（平成 11 年度は 232 人、平成 15 年度は 210 人）していること、また期末勤勉手当の削減等により緩やかな減少傾向にあります。

扶助費は平成 12 年度に導入された介護保険制度により大きく減少しそのまま推移していましたが、平成 15 年度に支援費制度が導入されたことにより再び大きく増加し、現行制度のままでは市町村の負担額が増加し、今後さらに増加することが予測されます。

公債費は国の経済対策に呼应して発行した補正予算債、大規模施設（西当別コミュニティーセンター・総合保健福祉センター）建設のため発行した町債の元金償還開始に伴い急激な増加傾向にありましたが、平成 12 年度に策定した公債費負担適正化計画の実施により町債発行額を抑制すること、更には高い利率の町債を低い利率で借り直す「借換債」の発行により、公債費の増長に一定の歯止めをかけています。

普通建設事業は平成 13 年度の「石狩地区広域穀類乾燥調製貯蔵施設（ライスターミナル）」建設により一時的に大きく増加しているものの、普通建設事業費の増加＝町債発行額の増加＝後年度の公債費の増加となることから近年は、低い水準に抑制しています。

## [ 主な財政指標の推移 ]

図 4

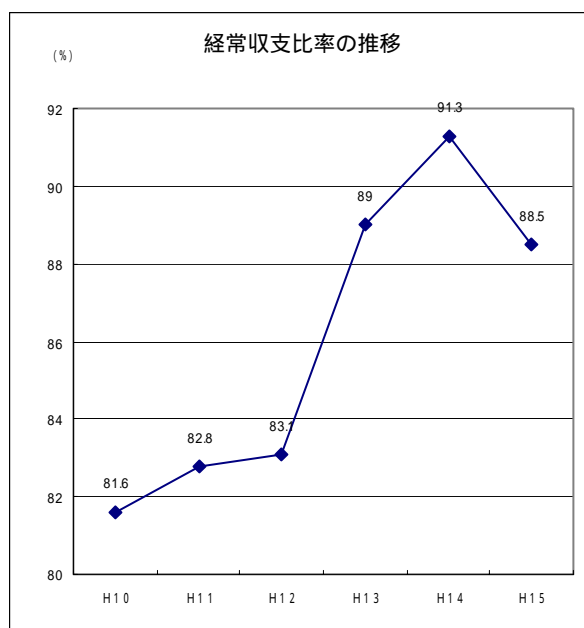


図 5



### 【ポイント解説】

経常収支比率とは、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする一般財源が義務的性格の経常経費（人件費・扶助費・公債費等）にどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、一般的に健全エリア：75%未満、準警戒エリア：75%～80%未満、警戒エリア：80%～90%未満、危険エリア：90%以上とされています。

近年は歳入における一般財源が急激に落ち込んでいる一方で、公債費や扶助費の経常経費が増加傾向にあるため、経常収支比率は著しく上昇しており、平成14年度には危険エリアとされる90%を上回ってしまい財政の硬直化が進んだ危機的状況にあります。

この現象は、本町のみならず全国の市町村においても見られるもので、平成14年度決算における全国市町村平均は87.4%となっており、平成10年と比較して2.1ポイント上昇し過去最高の数値となっています。

起債制限比率とは地方債の許可制限の際、基準として用いられる指数で、過去3カ年の平均値で示されます。

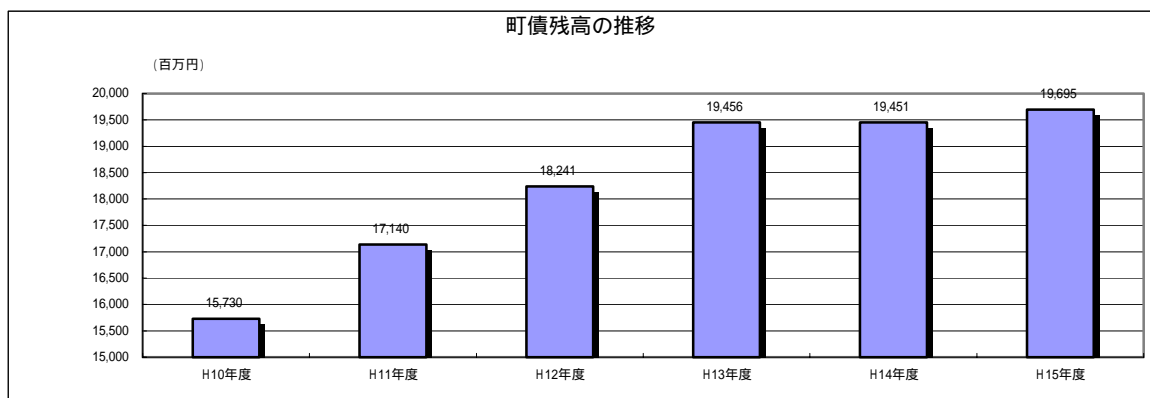
一般的に健全エリア：10%未満、準警戒エリア：10%～13%未満、警戒エリア：13%～15%未満、危険エリア：15%以上とされています。

大規模施設の建設等のために発行した町債の元利償還金が発生したことによりこの指数は増加しており、平成14年度からは危険エリアとされている15%を上回っている状況にあります。平成18年度には元利償還金のピークを迎えることから、公債費負担適正化計画に基づき事業を執行することにより、起債制限比率の上昇を最小限に食い止めなければなりません。

全国市町村の平成14年度決算における平均数値は過去最高の平成14年度と同じ10.9%となっており、これを大きく上回っている本町にとって、公債費の負担が逼迫した財政状況の大きな要因のひとつとなっているということが分かります。

[ 町債残高の推移 ]

図 6



【ポイント解説】

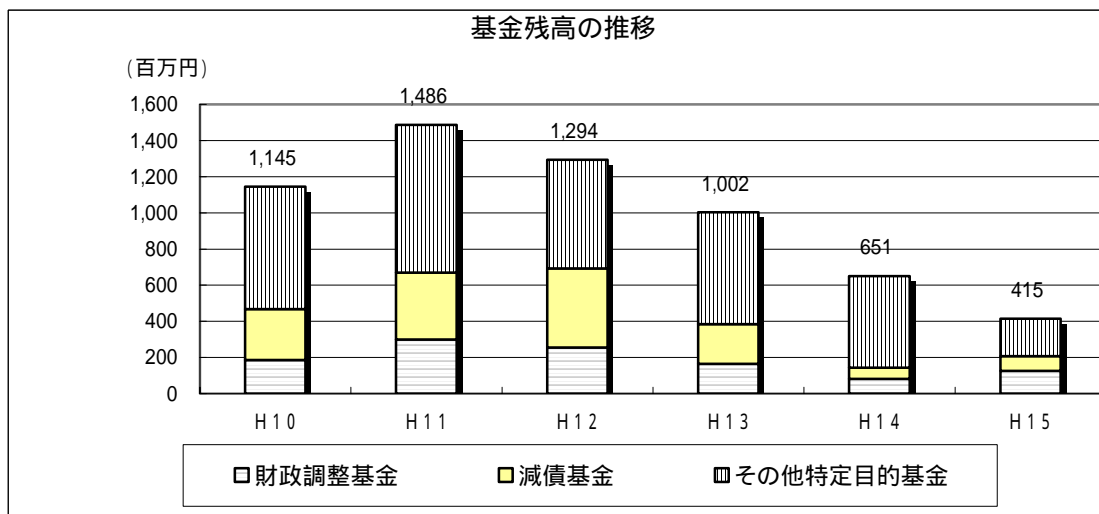
町債の平成 15 年度末残高は、19,695 百万円となっており、平成 10 年度～12 年度にかけて町債発行を伴った大型建設事業を実施したことにより大きく増加しました。

平成 13 年度以降は平成 12 年度に策定した公債費負担適正化計画の実施により、緩やかな増加に止まっています。

今後は、公債費負担適正化計画の堅実な実施、更には町債発行を伴う事業の見直しにより、残高の減少に努めなければなりません。

[ 基金残高の推移 ]

図 7



【ポイント解説】

基金の残高は、平成 11 年度を境に著しい減少傾向にあります。

平成 11 年度末には 1,486 百万円あったいわゆる「町の貯金」も平成 15 年度末では 415 百万円まで減少しました。ここまで減少した主な要因は、地方税・地方交付税が減少する一方で、公債費を中心とする義務的経費の支出が横ばいであるため、一般財源に不足が生じ、これを補てんするために取崩しが必要となったためです。

\* 1 減債基金

町債の償還に要する経費の財源に充てるための基金。

[ 道内同規模町村との比較 (平成 14 年度普通会計決算) ]

図 8

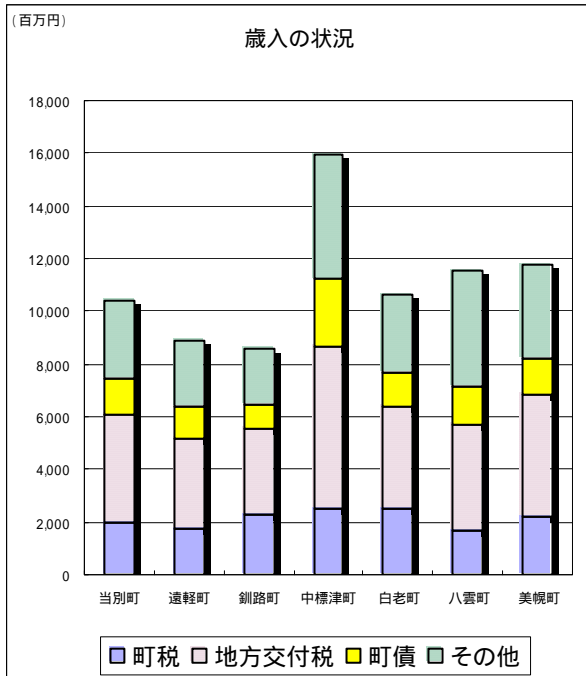


図 9

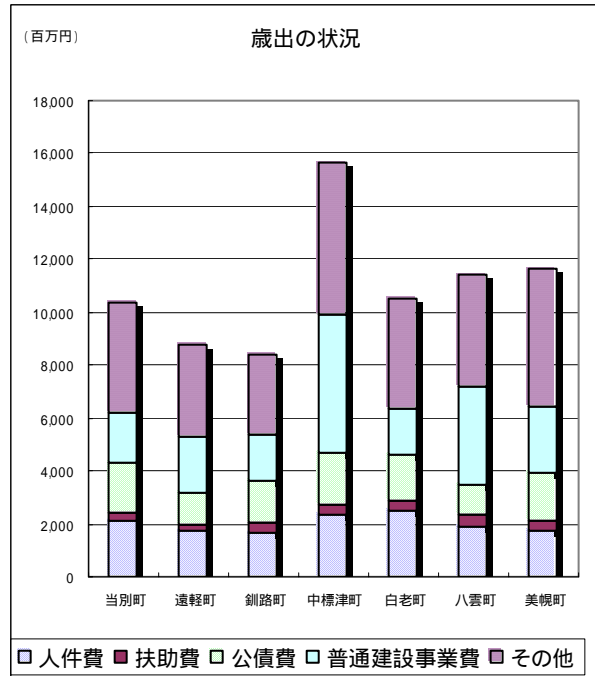


図 - 10

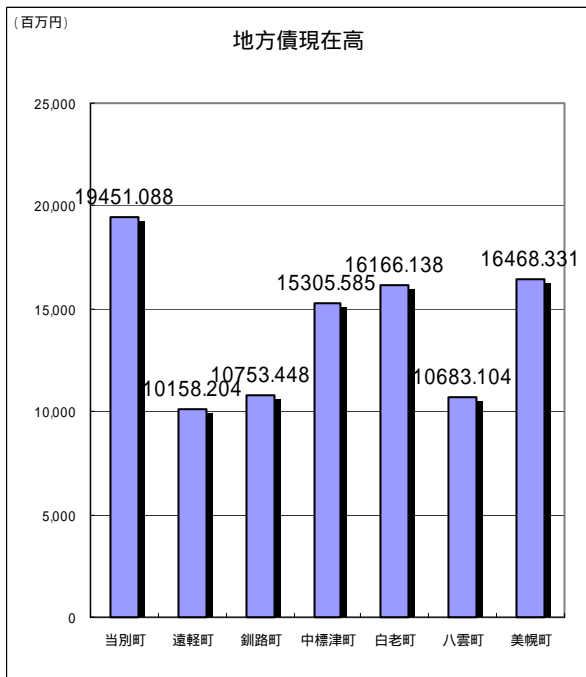


図 - 11

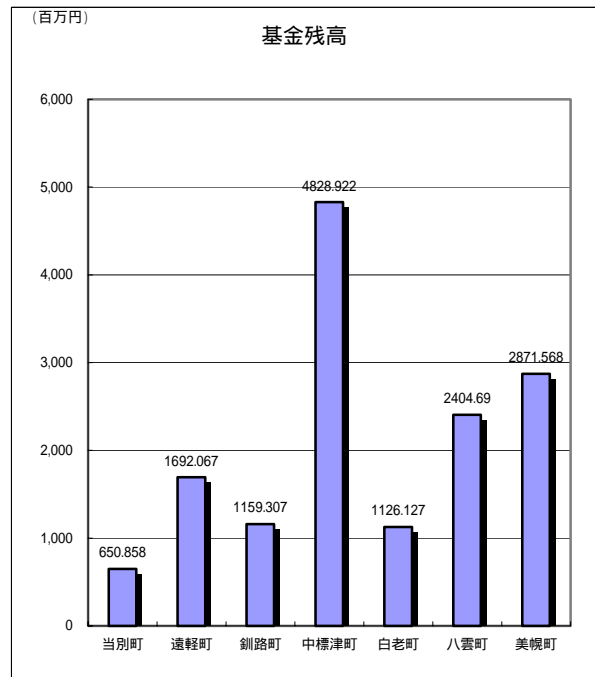
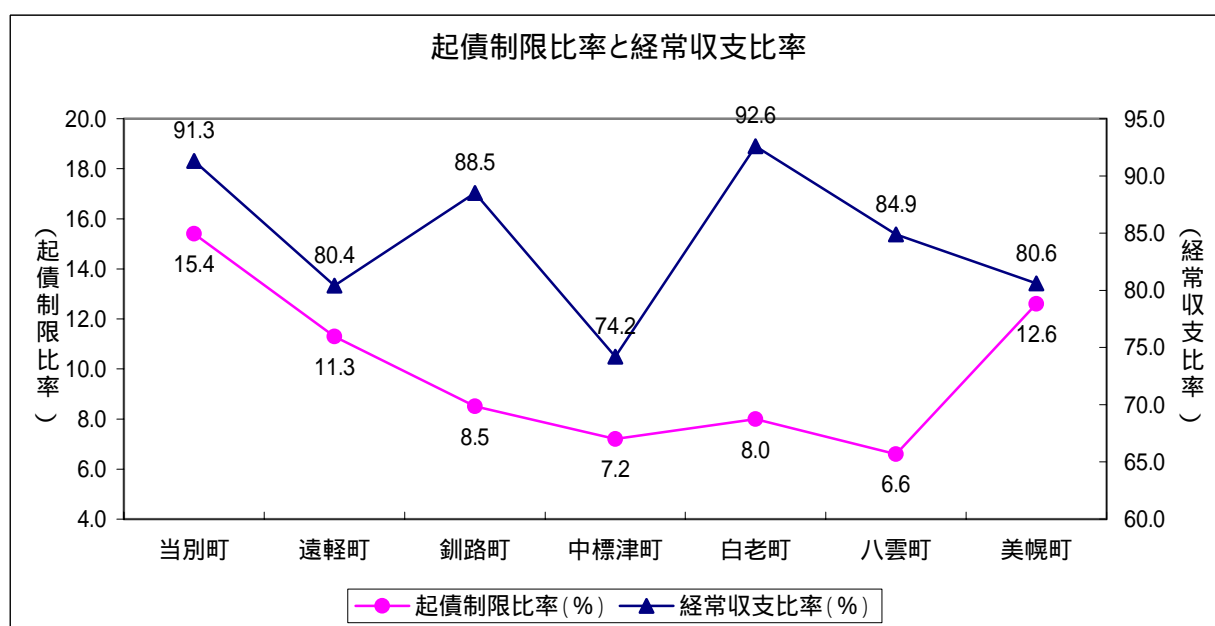
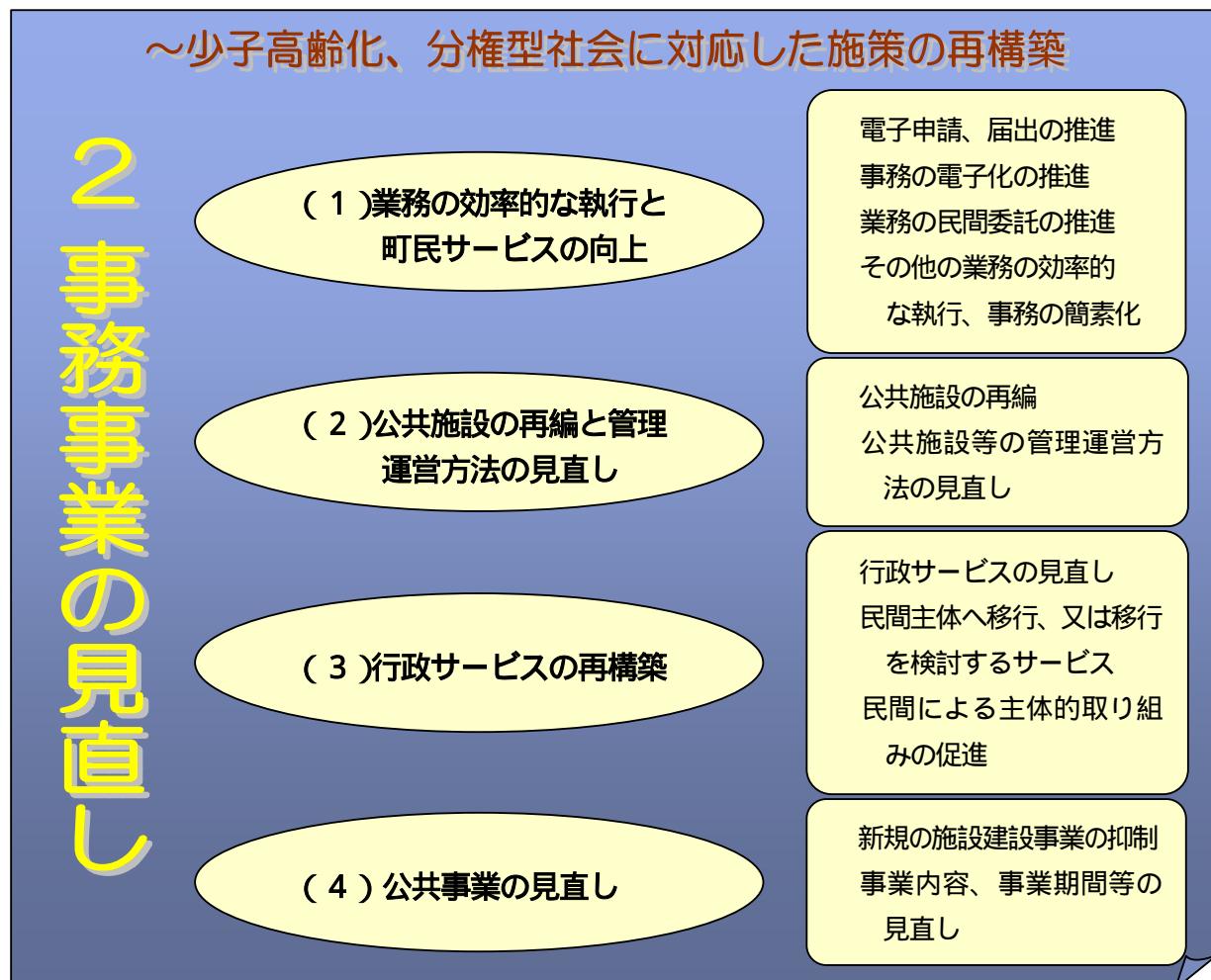
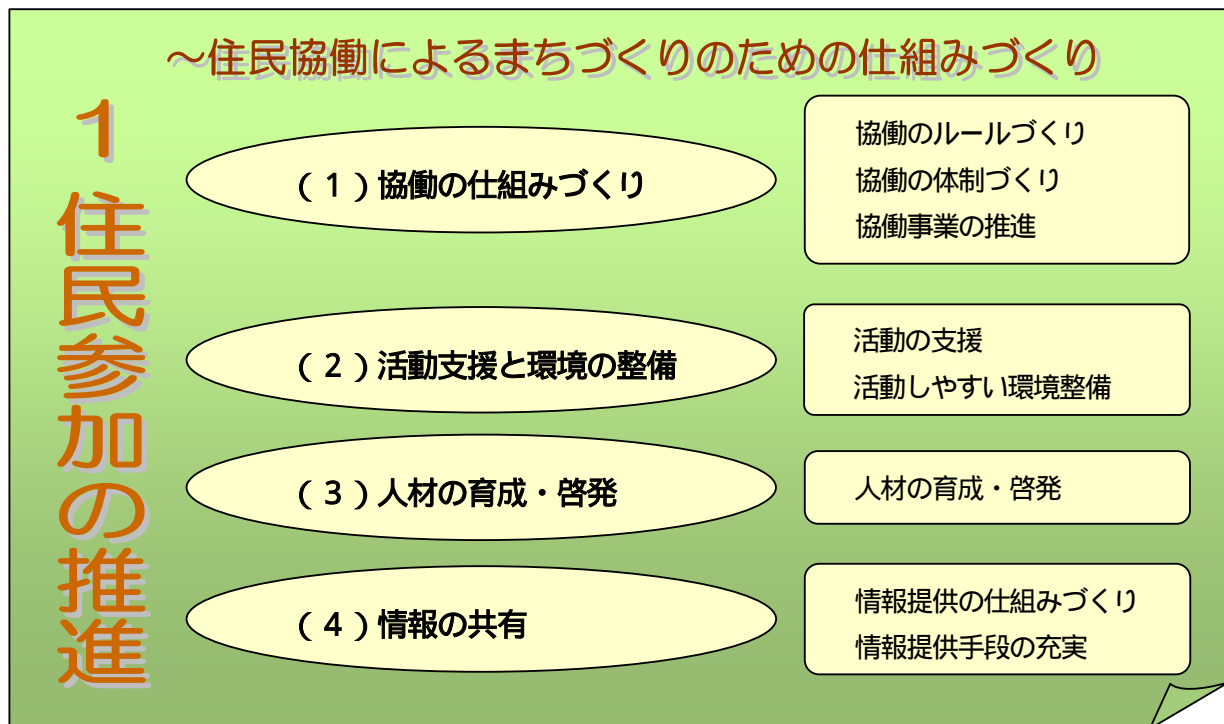


図 - 1 2



# 実施計画

## I 具体的取り組みの体系



### 3 行政組織の見直し

#### ～簡素で効果的かつ効率的な組織体制の再編

(1) 行政組織の見直し

行政組織の統廃合  
組織の弾力化(効率的な  
ラインとスタッフの構築)

(2) 定員管理の見直し

定員管理適正化計画の策定

(3) 職員の意識改革

職員研修の計画的実施  
職員の意識改革

(4) 人件費の抑制

特別職の給与抑制  
職員の給与抑制  
新規職員の採用抑制

### 4 財政基盤の健全化

#### ～健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立

(1) 歳入確保に向けた取り組み

町税等収入の確保  
(公平負担の原則)  
受益者負担の適正化  
(使用料等の見直し)  
未利用町有財産等の処分

(2) 経常収支比率の改善

経常収支比率の改善

(3) 公債費管理の適正化

公債費負担の適正化  
債務負担行為の抑制

(4) 基金の確保

各種基金の積立

## Ⅱ 具体的取り組み事項

### 1 住民参加の推進 ～住民協働によるまちづくりのための仕組みづくり

#### (1) 協働の仕組みづくり

これからの地域社会では、住民と行政がそれぞれの立場で、役割と責任を果たし、相互に連携し協力する「協働によるまちづくり」が求められています。

魅力ある地域社会を実現するためには、行政の政策決定に町民が意見を付け加えるだけの住民参加ではなく、策定段階の初期から、共に考える参画を可能にし、個人や団体と行政が全体としてつながり、ネットワーク化されている協働の仕組みやルールづくりを進めなければなりません。そのため、住民と行政の役割分担や協働の概念を明確にした、住民と行政との協働の指針を策定し、住民が参画しやすい協働の仕組みづくりを推進します。

行政運営に幅広く町民の意見を反映させ、既存のまちづくり団体の活動を活かし、新たな協働の取り組みを生み出すように、庁内体制を整備するとともに、各種事業を協働の視点から見直し、地域活動団体や NPO への事業委託を推進するなど、住民と行政の協働による事業実施を検討します。

#### 協働のルールづくり

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>住民提案を基にした協働の指針づくり</b> 住民と行政が協働で地域の課題を解決するために、協働のあり方についての基本的な考え方や、施策の方向性などを示す協働の指針を住民の意見を取り入れながら創ります。 （企画部企画課・美しいまちづくり課）	策定 →			
<b>協働による美しい景観創出の検討</b> 住民が誇りを持って快適に暮らせる美しいまちづくりを効果的・計画的に推進するため、景観形成の基本となる計画の策定等を住民とともに検討します。 （企画部美しいまちづくり課）	検討 →			
<b>地域福祉の仕組みづくりの検討</b> 地域住民が共に支えあい、安心して暮らすことが出来る地域社会を目指して、住民と協働し、地域福祉計画の策定を検討します。（福祉部福祉課）	検討 →			

## 協働の体制づくり

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>審議会等における公募、女性委員の拡大</b> 公募制を導入するとともに、男女共同参画の視点から、女性委員の拡大に努めます。 (総務部総務課・関係各課)	検討	実施		
<b>美しい景観委員会</b> 美しい景観委員会の協力のもとに、美しい景観づくりのための各種施策を検討し、実施します。 (企画部美しいまちづくり課)	拡大して実施			
<b>大学等との連携強化</b> まちづくりや保健福祉、生涯学習などの分野で大学などの活動と連携を強化していきます。 (関係各課)	検討・実施			
<b>人材登録制度の導入の検討</b> 協働による地域づくりを進めていくため、専門的な知識や技術を持った人材を発掘し、登録する制度を検討します。 (企画部企画課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>庁内窓口、連絡調整体制の整備</b> 住民との協働を推進する庁内窓口を設置するとともに、連絡調整体制を整備します。 (企画部美しいまちづくり課)	体制整備・実施			

## 協働事業の推進

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>文化活動等の拠点づくりでの協働の取り組み</b> 駅前れんが倉庫を活用した文化活動などの拠点づくりに関する計画プランの作成や施設運営について、住民・学生・JA・行政の協働による取り組みを検討します。 (企画部企画課)	検討・実施			
<b>NPO等との連携による協働事業の推進</b> NPOなどとの連携を強化し、NPOなどが事業主体として参画が見込まれる事業について、検討し協働事業の推進を図ります。 (関係各課)	検討・実施			
<b>ごみ減量化の推進</b> 本年度策定予定の「当別町ごみ減量化アクションプラン」に基づき、住民との協働により、ごみの減量対策、リサイクルの拡大を推進します。 (住民環境部環境対策課)	検討・実施			
<b>住民参加型閉じこもり予防事業</b> 北海道医療大学、社会福祉協議会、地域ボランティアの協働による高齢者の閉じこもり予防事業を支援し、高齢者が閉じこもることなく、心身の活性を図れるように努めます。 (福祉部福祉課)	継続実施			
<b>機能訓練事業</b> 脳卒中後遺症や神経難病の方々の心身機能を回復するための機能訓練事業は、行政によるリハビリ教室と、自主グループの対象を整理し、適正な役割分担のもとに、協働の事業として推進します。 (福祉部福祉課)	検討整理・実施			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>配食サービスボランティア</b> 一人暮らしの高齢者に対し、ボランティアとの連携による配食サービスを通じて、食生活の改善による健康管理や、安否確認をしています。 (福祉部福祉課)	継続実施			
<b>除雪サービス事業</b> 一人暮らしの高齢者など、除雪が困難な世帯への除雪サービスについて、高齢者世帯の除雪サービス事業を継続しながら、地域で助け合い、除雪をする協働の取組を検討します。(福祉部福祉課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>子育て支援センターの運営</b> 町内2ヶ所の保育所に設置されている子育て支援センターの機能をさらに充実させるため、保育ボランティアなどの登用など、協働による取り組みを検討します。(福祉部子育て推進課)	検討・実施			
<b>ファミリーサポートセンター事業の検討</b> 地域で育児を助け合い、安心して子育てができるように、育児の援助を受けたい人と援助を行える人が会員として登録し、相互援助するファミリーサポートセンター事業を検討します。 (福祉部子育て推進課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>住民参加による公共施設の管理・運営</b> 地域公園の管理・運営を役割分担の面から見直し、地域住民による管理・運営について検討します。 (建設水道部維持管理課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>適応指導教室</b> 適応指導教室では、小中学校に在籍する不登校児童生徒や保護者に対し、教育相談や適応指導を行い、学校生活への復帰を支えています。子供たちのサポート役として学生ボランティアの協力を得ながら、教室の機能充実を図ります。 (教育委員会管理課)	継続実施			
<b>スクールアシスタントティーチャー<sup>(*)</sup>事業</b> 小学校における通常の教科の中で、学生ボランティアの協力を得ながら授業を展開し、個人差を考慮した、よりきめ細かな指導をすることにより、基礎的、基本内容の確実な定着を図ります。 (教育委員会管理課)	継続実施			
<b>医療大学連携セミナー“当別学講座”の推進</b> 町内に高等教育機関がある利点を活かし、北海道医療大学との共催で、各領域で様々な学習機会を提供し、生涯学習の機会拡大を図っていきます。 (教育委員会社会教育課)	継続実施			

\*1 スクールアシスタントティーチャー

教員志望の大学生などが、小中学校の授業で先生の補助役を務めるもの。個人の勉強の進み具合に合わせた、きめ細かな習熟度別指導が可能になる。

## (2) 活動支援と環境の整備

住民や団体が、福祉・教育・環境など様々の分野で、自発的・自主的に行うボランティアなどの社会活動は、これからの地域社会を支える重要な活動です。

地域社会づくりの主体である地域住民との協働を促進するために、各団体の活動や生涯学習の場を拡大し、活動支援をするとともに、活動団体やグループ同士のネットワークを形成し、相互交流・情報交換により新たな学習や発見につながる活動の拠点など環境の整備について検討します。

### 活動の支援

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>ボランティア活動の推進</b> 住民自治の実現を目指し、協働のパートナーであるボランティア団体の活動に対して、活動の自主性を尊重し、側面から支援します。(関係各課)	実施			
<b>青少年活動センターへの支援</b> 地域住民と北海道医療大学との協働でオープンした青少年活動センター「ゆうゆう24」の活動に対し側面的に支援し、地域と大学との交流を促進します。(関係各課)	実施			
<b>美しいまちづくり推進補助金</b> 美しいまち当別を実現するために、魅力的な地域づくりのための花壇用の花や、植樹用の苗木について補助金を交付します。(企画部美しいまちづくり課)	継続実施			
<b>NPO等への支援策の検討</b> NPOや地域活動団体が恒常的に活動を続けられるように、各種支援のあり方について検討します。(住民環境部住民生活課)	検討	実施		
<b>資源回収奨励事業</b> 住民などが組織した団体が取り組む資源回収に奨励金を交付し、ごみの減量化と資源リサイクルを推進します。(住民環境部環境対策課)	継続実施			
<b>住民協働支援制度の検討</b> 地域の課題を解決し、豊かな地域社会を創り出すための地域住民の主体的な活動に対し、活動分野を問わずに資金面で支援できる制度を現行補助制度の再構築と併せて検討します。(住民環境部住民生活課)	検討		実施	
<b>歯の健康プラザへの活動支援</b> 医療大学との協働により、空き店舗を利用し開設された「歯の健康プラザ」は、口腔健康管理センターとして歯科検診・相談、歯科保健教育を受けることができます。当別町民の歯の健康を保持するための、先進的な取り組みを支援し、地域と大学との交流を促進します。(福祉部福祉課)	継続実施		支援効果の検証	

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>町民自主企画講座の推進</b> 町民の学習ニーズに対応し、町民の生活に根ざした自発的な学習活動を支援し、学びたいことを自らの力で学び続けるよう意識啓発を図るために、町民の自主運営により開催される各種セミナーや講座の講師謝礼を助成します。 （教育委員会社会教育課）	継続実施			
<b>フィルムコミッション<sup>(*1)</sup>への支援の検討</b> 映像を通じて、当別町の魅力を全国にアピールするため、国内外の映画・テレビ・CMなどのロケーションを誘致している非営利組織への活動支援を検討します。 （経済部商工課）	大規模事業がある場合に検討			

### 活動しやすい環境整備

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>活動拠点の整備</b> 協働に関する活動をよりしやすくするための活動拠点について、公共施設や空き店舗の利活用を視野に入れ、支援の検討をします。 （企画部美しいまちづくり課）	検討		実施	
<b>協働ネットワークの整備</b> 協働の活動を実践しているNPOや団体を登録し、活動分野を越えた協働のネットワークを整備して、団体同士が連携して活動できる体制を築きます。 （企画部美しいまちづくり課）	検討		実施	

### (3) 人材の育成・啓発

地域での社会活動の担い手となる高い意欲と優れた能力を持つ人材を育成し、確保することは、協働のまちづくりを推進する上で、大変重要な問題です。

協働の担い手となる人材や活動団体の核となる人材を育成し、実際に活動できる仕組みづくりに取り組むとともに、協働への関心や意欲を活動に結びつけるため、協働に関するセミナーなどを通じて、活動に参加するきっかけを提供し、協働の考え方が地域住民の一人一人に浸透するように様々な普及啓発活動に取り組みます。

\*1 フィルムコミッション

映画、テレビドラマ、コマーシャルなど、あらゆる分野のロケーション撮影を誘致し、撮影許可の手続き、エキストラの手配など、実際のロケをスムーズに進めるための支援をする非営利団体。

## 人材の育成・啓発

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>子供たちの地域ボランティア活動</b> 将来の地域社会を支える子供たちが、ボランティアや社会参加体験から、支えあいや助け合いの大切さを学ぶことは重要です。環境美化などの地域ボランティア活動を取り入れ、次の世代の協働のパートナーを育成します。（関係各課）	検討 →	実施 →		
<b>ボランティア活動の普及・啓発</b> ボランティアなどの社会活動についての知識や理解を深め、多くの人たちが活動に参加できるようにするための普及・啓発活動に取り組みます。（関係各課）	検討 →	実施 →		
<b>町職員のボランティア活動への参加</b> 職員が、地域の一員として、地域ボランティア活動に積極的に参加し、その経験を仕事の中で生かしていくために、職員のボランティア活動を促進します。（総務部総務課）	検討・実施 →			
<b>人材育成基金の活用</b> 協働の担い手となる人材を育成するため、人材育成基金を活用します。（企画部企画課）	継続して活用 →			

## (4) 情報の共有

住民参画を推進し、住民と行政が協働するためには、さまざまな行政情報が住民と行政の間で、正確にわかりやすい形で共有されていることが必要です。

情報公開条例の趣旨に沿って情報公開を推進するとともに、広報誌やホームページを活用して積極的な情報提供に努めます。

政策決定や事業計画の決定過程において、住民の納得と合意を得るために、可能な限り迅速に行政がもつ情報を住民に提供し、情報を共有するための仕組みづくりに取り組み、一方通行ではない対面通行型の情報共有を確立します。

### 情報提供の仕組みづくり

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>総合的な評価システムの構築</b> 行政の透明性を確保し、住民への説明責任を果たし、事業の効率化を図るために、事務事業評価を制度化し、さらにこれを発展させ、住民による評価を含めた総合的な政策評価制度の導入を検討します。（企画部企画課）	制度整備 →	実施 →		
<b>要望陳情等の内容の公表</b> 住民からの要望陳情の内容や、それに対する検討結果・対応について公表します。（企画部企画課）	実施 →			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>パブリックコメント(意見公募)<sup>(*1)</sup>・パブリックインボルブメント(住民参画)<sup>(*2)</sup>制度の導入</b> 行政の計画策定に住民から広く意見を求める「パブリックコメント(意見公募)」や、住民に計画策定への参画を求める「パブリックインボルブメント(住民参画)」制度を導入し、意思決定の公平性と行政の透明性向上を図ります。 (企画部企画課)	制度整備	実施		

### 情報提供手段の充実

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>町広報の充実(町民アンケート等の実施)</b> 広報誌は、町民への情報提供手段として重要です。町民にどの程度読まれているか、町民ニーズにマッチしているかを検討し、今後の編集に役立てます。また、住民と共に作る広報誌編集の可能性について、検討します。 (企画部情報課)	住民ニーズの検証・反映			
<b>ホームページ等を活用した迅速な情報公開</b> 当別町ホームページ及び携帯電話サイトを通じて、積極的な情報提供を図ります。また災害時の道路交通情報などをリアルタイムで発信します。 (企画部情報課)	継続実施			
<b>情報ネットワーク基盤の検討</b> まずは進展する情報化社会に対応するため、学校を含めた町有施設のLAN環境の拡大、また大学や町内の団体との連携などを考慮した地域情報化計画の策定について検討し、住民が求める情報を提供する手段として、情報ネットワーク基盤の整備を図っていきます。 (企画部情報課)	検討			検討結果を踏まえた対応
<b>財務データの提供の充実</b> これまでも、広報誌に予算、決算などの情報を掲載してきましたが、ホームページに積極的に分かりやすい財政状況等を掲載するなど、財務データの提供の充実を図ります。 (総務部財政課)	実施			

\*1 パブリックコメント(意見公募)

行政の施策を原案段階で公表し、住民から意見を募り、その上で意思決定を行う手続のこと。国はこの手続を1999年から制度化して実施している。

\*2 パブリックインボルブメント(住民参画)

行政の計画策定を、住民や市民の参加を積極的に募って行うこと。「パブリックコメント」が、住民や市民に意見を求める制度であるのに対して、「パブリックインボルブメント」は、住民や市民に計画の策定への参画を求めるもの。1990年代後半から道路建設や河川改修などの計画策定に際して、この方式が試みられるようになった。

## 2 事務事業の見直し ～ 少子高齢化、分権型社会に対応した施策の再構築

### (1) 業務の効率的な執行と町民サービスの向上

本町を取り巻く社会経済情勢が急速に変化する中、限られた財源で変化に適切に対応していくためには、簡素で効果的、効率的な行財政運営を確立する必要があります。

一方で、時代の変化に伴い多様化していく住民ニーズに対応していく必要があります。

このため、道や他の市町村とともに、電子申請システムの開発を進めるとともに、さまざまな事務の電子化を推進することにより、事務の効率化を図り、町民サービスの向上を図ります。

また、行政が直営で実施するよりも、民間能力を活用した方が、より効率的・効果的に実施できる業務については、積極的に民間への委託を推進します。

このほか、これまでの事務事業を根本から見直し、業務の効率的な執行と、事務の簡素化に取り組みます。

#### 電子申請、届出の推進

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>電子申請システムの開発</b> 住民がいつでも、どこからでも各種届出などの申請を行うことができるように、道や他の市町村とともに電子申請のシステム開発を進めます。 (企画部情報課)	システム開発	システム開発・稼働(順次拡大)運営	システム開発(順次拡大)運営	システム開発(順次拡大)運営

#### 事務の電子化の推進

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>新たな住民記録等電算システムの導入</b> 住民基本台帳などの住民記録を中心とする電算システムを更新し、新たなシステムを導入することにより、効率的な事務処理や経費の低減化を図ります。 (総務部総務課・住民環境部住民生活課・関係各課)	新システム導入	運用		
<b>文書管理の電子化の検討</b> HARP 構想(電子申請などのシステムを道と道内市町村が共同で開発、運営する構想)の事業の進展を踏まえ検討します。 (総務部総務課・企画部情報課)	検討			
<b>新たな予算編成等電算システムの導入</b> 庁内 LAN(庁内のネットワーク)を使用した新たな予算編成などのシステムを導入することにより、効率的な事務処理を図ります。 (総務部財政課)	新システム導入			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>庁内各種システムの一元化の検討</b> 役場庁内で導入されている各種システムの保守管理経費の軽減をめざし、一元化を検討します。 (企画部情報課・関係各課)	調査・検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>情報セキュリティ(安全)対策の推進</b> 平成16年3月に情報セキュリティの確保対策の基本方針(セキュリティポリシー)を策定するなど、情報セキュリティの確保対策を進めていますが、今後とも、対策を推進します。 (企画部情報課)	実施			
<b>総合データバンクシステムの運用</b> 住民の健康データを総合的に管理するシステムにより、効率的で迅速なサービスを提供します。 (福祉部福祉課)	システム運用			

### 業務の民間委託の推進

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>社会福祉協議会への委託の拡大</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、地域福祉の中心的な役割を果たしている社会福祉協議会への委託を拡大します。 (福祉部福祉課)		委託の拡大		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度～弁ヶ別保育所運営委託(再掲) (福祉部子育て推進課)</li> <li>このほか、委託可能な業務を検討し、順次委託を拡大</li> </ul>		弁ヶ別保育所運営委託の実施		
<b>老人ホーム管理業務の民間委託</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、老人ホームの管理業務を、平成17年度から民間の社会福祉法人に委託します。 (福祉部福祉課)	委託の実施			
<b>浄水場運転管理業務</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、現在、夜間及び休日について、委託を行っている浄水場運転管理業務を、平成17年度から全面委託します。 (建設水道部水道課)	全面委託の実施			
<b>水質検査業務の民間委託</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、現在職員が行っている水質検査業務を、平成17年度から民間に委託します。 (建設水道部水道課)	委託の実施			
<b>水道事業の維持管理業務全面委託化の検討</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、水道事業の維持管理業務の全面委託化について、指定管理者制度の導入を含めて、平成17年度に検討します。 (建設水道部水道課)	検討	検討結果を踏まえた対応		

### その他の業務の効率的な執行、事務の簡素化

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>各種委員の報酬等の見直し</b> 町が任命する各種委員の報酬などのあり方や額について、今年度、見直しを行い、平成17年度から適用します。 (総務部総務課・関係各課)	見直し結果を踏まえた対応			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>各種団体負担金の見直し</b> 町が構成員となっている各種団体の負担金について、毎年度、その必要性を検証し、縮小・廃止（脱退）に向けて見直します。（関係各課）	毎年度見直し	毎年度見直し	毎年度見直し	毎年度見直し
<b>関連業務の統合</b> 土地情報維持管理事務など複数の課にまたがる業務について、統合し、業務の効率的な執行を図ります。（関係各課）	業務の統合			
<b>職員永年勤続表彰の廃止</b> 制度創設時とは社会経済情勢が変わり、必要性が変化しているため、平成16年度をもって廃止します。（総務部総務課）	廃止			
<b>農業振興地域整備促進協議会の廃止</b> 協議会の主たる機能である農業振興地域の変更に係る関係団体との協議などについては、別途実施可能であることから、平成16年度をもって廃止します。（経済部農林課）	廃止			
<b>町有林運営委員会の廃止</b> 近年諮問事例がなく、森林整備計画策定に係る協議については、別途実施可能であることから、平成16年度をもって廃止します。（経済部農林課）	廃止			
<b>町有林環境保全整備事業の見直し</b> 保育事業の下刈については、植栽後一定期間が経過したため、平成17～18年度の事業内容を縮小します。（経済部農林課）	縮小	縮小		
<b>森林国営保険加入の廃止</b> 災害が発生した場合、再生林に対する補助事業があることから、平成16年度をもって加入を取りやめ（廃止）します。（経済部農林課）	廃止			
<b>水道メータの検針回数を見直し</b> 平成17年度に水道事業の維持管理業務の全面委託化の検討を行う中で、検針回数を見直しについてもあわせて検討します。（建設水道部水道課）	検討	検討結果を踏まえた対応		

## (2) 公共施設の再編と管理運営方法の見直し

本町では、これまで、住民の利便性の向上などを図るため、さまざま公共施設を整備してきましたが、老朽化により多額の補修経費が見込まれる施設があります。

また、少子化により保育所の入所児童数や、幼稚園、小中学校の児童生徒数が減少傾向となっています。

このため、保育所の再編や幼稚園、小中学校の統廃合を検討するとともに、幼保一元化について、検討します。

老朽化している施設については、そのあり方を検討します。

このほか、管理運営について、民間能力を活用した方が、より効率的・効果的に実施できるものについては、積極的に民間への委託を推進するとともに、公園管理や町道の除排雪業務などの維持管理業務のあり方について、住民と行政の役割分担のあり方を含め検討します。

公共施設の再編

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<p><b>保育所の再編</b> 季節保育所（北・南）については、入所児童数の減少に伴い、平成16年度をもって廃止し、常設保育所へ統合します。</p> <p>へき地保育所（弁ヶ別・東裏・蕨岱）については、入所児童数の減少傾向を踏まえ、できるだけ早い時期の常設保育所への統合を目指します。（福祉部子育て推進課）</p>	常設保育所への統合			
<p><b>小中学校、幼稚園の統廃合</b> 小規模小学校については、児童数の減少傾向を踏まえ、できるだけ早い時期の統廃合を目指します。</p> <p>中小屋中学校については、生徒数の減少に伴い、平成16年度をもって閉校し、当別中学校への統合を予定しており、所定の手続きを進めていきます。</p> <p>幼稚園については、入園児童の減少に伴い、平成17年度をもって1園に統合するよう検討します。（教育委員会管理課）</p>	中小屋中学校の当別中学校への統合			
<p><b>幼保一元化の検討、東保育所の建替の検討</b> 幼稚園と保育所の幼保一元化について、検討します。（福祉部子育て推進課・教育委員会管理課）</p> <p>幼保一元化を視野に入れながら東保育所の建替について、検討します。（福祉部子育て推進課）</p>	継続（2園体制）	統合（1園体制）を予定		
<p><b>弁ヶ別プールの廃止</b> 老朽化しているため、児童・生徒の減少により複式学級となる平成19年度をもって廃止するよう検討します。（教育委員会社会教育課）</p>	継続			廃止予定
<p><b>小中学校、幼稚園、プールの統廃合に伴うスクールバス路線の拡大</b> 統廃合に伴いスクールバスの路線を拡大します。（教育委員会管理課）</p>	中学校統廃合に伴う路線の拡大	幼稚園統廃合に伴う路線の拡大		プール廃止に伴う路線の拡大
<p><b>火葬場のあり方の検討</b> 経年による補修などの経費の増加が避けられないことから、火葬場のあり方や使用料の徴収について、平成17年度に検討します。（住民環境部環境対策課）</p>	あり方や使用料の検討	検討結果を踏まえた対応	（存続する場合は改修）	
<p><b>公民館のあり方の検討</b> 老朽化している公民館のあり方について、白樺コミュニティセンターや総合体育館などの位置付けを含め、平成17年度に検討します。（教育委員会社会教育課・関係各課）</p>	検討	検討結果を踏まえた対応		
<p><b>青山農業センターの今後の利用方法等の検討</b> 現在休止中の青山農業センターの今後の利用方法などについて、平成17年度中に検討します。（経済部農林課）</p>	検討	検討結果を踏まえた対応		
<p><b>中小屋スキー場の今後の利用方法等の検討</b> 現在休止中の中小屋スキー場の今後の利用方法などについて、平成17年度中に検討します。（教育委員会社会教育課）</p>	検討	検討結果を踏まえた対応		

## 公共施設等の管理運営方法の見直し

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>指定管理者制度の検討</b> 法改正により、これまでこの管理委託制度が改正され、委託できる団体や業務が拡大された指定管理者制度が創設されたことから、その導入について、平成17年度に検討します。 (総務部総務課・関係各課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>PFI<sup>(*)</sup> 事業導入の検討</b> 新たな公共施設などを建設する場合は、民間資金を活用するPFI事業の導入を検討します。 (関係各課)	新たな公共施設等建設の場合検討			
<b>地域集会施設の管理運営方法の見直し</b> 現在、管理委託している施設については、平成18年9月まで指定管理者制度へ移行するものとされていることから、それまでに指定管理者制度への移行に向けて検討し、移行します。また、将来的には地域集会施設を町内会などの財産が自主的に管理運営する制度について、検討します。 (総務部財政課)	指定管理者制度への移行の検討	指定管理者制度への移行		
<b>公共施設等の維持管理業務のあり方を見直し</b> 公園管理業務や町道除排雪など公共施設などの維持管理業務について、平成17年度に検討します。 (建設水道部維持管理課・関係各課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>弁ヶ別保育所運営の民間委託</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、弁ヶ別保育所の運営を、平成18年度に社会福祉協議会に委託します。 (福祉部子育て推進課)	継続(直営)	委託		
<b>老人ホーム管理業務の民間委託(再掲)</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、老人ホームの管理業務を、平成17年度から民間の社会福祉法人に委託します。 (福祉部福祉課)	委託			
<b>浄水場運転管理業務(再掲)</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、現在、夜間及び休日について、委託を行っている浄水場運転管理業務を、平成17年度から全面委託します。 (建設水道部水道課)	全面委託の実施			
<b>水道事業の維持管理業務全面委託化の検討(再掲)</b> 民間能力の活用と経費節減を図るため、水道事業の維持管理業務の全面委託化について、指定管理者制度の導入を含めて、平成17年度に検討します。 (建設水道部水道課)	検討	検討結果を踏まえた対応		

\*1 PFI (Private Finance Initiative ピー・エフ・アイ)

公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力や技術力を活用して行う新しい手法のこと。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法。

### (3) 行政サービスの再構築

本町では、さまざまな行政サービスに取り組んでいるところですが、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

このため、社会経済情勢の変化などを踏まえ、改めてこれまで取り組んできた行政サービスの必要性や事業内容を見直します。

また、民間と行政の役割のあり方を検討し、民間への移行を検討するとともに、これまで民間により主体的に取り組まれているサービスや、今後新たに民間主体で取り組まれるサービスを促進します。

#### 行政サービスの見直し

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>バス交通体系の検討</b> 町民の生活交通路線確保と利便性向上を図るため、町内の路線のあり方を、平成17年度に検討します。 (検討対象事業) ・青山線バス運行事業 ・福祉バス管理及び運行事業 ・スクールバス運営事業 (企画部企画課・福祉部福祉課・教育委員会管理課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>福祉タクシー助成事業の見直し</b> 利用率が高くなく、また、通院のために利用されている例が多いことから、障がい者の生活圏・社会参加の拡大を図るといった事業の目的と実態が離れてきているため、平成17年度に総合交通体系の検討状況を踏まえながら、事業を見直し、地域福祉タクシーやボランティア体制などについて検討することとし、この事業については、廃止に向けて検討します。(福祉部福祉課)	廃止に向け検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>訪問看護ステーション利用者交通費助成の廃止</b> 町内の交通費を一律に設定するよう事業所に要望し、交通費助成は平成16年度をもって廃止します。(福祉部福祉課)	廃止			
<b>老人医療費給付事業の廃止</b> 町の単独事業である老人医療費給付事業(68・69歳対象)の対象者について、道制度の老人医療給付事業(65~70歳対象)の対象者として重複している方がいるため、町の単独事業については、平成17年度廃止に向けて検討します。(福祉部福祉課) *道制度は平成19年度をもって廃止	廃止に向け検討	検討結果を踏まえた対応		(道制度廃止)
<b>高齢者に対する配食サービス事業の見直し</b> 介護予防・生活支援など総合的な支援体制を構築するため、平成17年度に事業内容を見直します。(福祉部福祉課)	事業内容を見直し	見直し結果に基づき実施		
<b>高齢者に対する除雪サービス事業の見直し</b> 現在、町民税非課税世帯のみとしている対象者の範囲や自己負担額について、平成17年度に見直します。(福祉部福祉課)	対象者の範囲等の見直し	見直し結果に基づき実施		
<b>除排雪のあり方を見直し(再掲)</b> 町道の除排雪に係る住民と行政の役割分担のあり方について、平成17年度に検討します。(建設水道部維持管理課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>予防接種事業(BCG)の見直し</b> 平成17年度から、法改正によりツベルクリン反応検査が不要となり、BCG予防接種と乳児健診を同時に実施するよう予防接種体制を見直して実施します。(福祉部福祉課)	接種体制を見直して実施			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>長寿祝記念品の簡素化</b> 長寿祝記念品の内容を見直し、平成17年度から簡素化を図ります。(福祉部福祉課)	簡素化して実施 →			
<b>寝たきり高齢者等入浴サービス事業の見直し</b> 現在、家庭では入浴が困難な高齢者を対象としていますが、寝たきり高齢者は介護保険サービスを利用するよう事業を見直し、実施します。(福祉部福祉課)	対象者を見直して実施 →			
<b>訪問介護利用者負担軽減措置事業の廃止</b> 国の補助制度に伴う町費補助(公費負担分の1/4を負担)であり、平成16年度をもって国の補助制度が廃止となるため、あわせて廃止します。(福祉部福祉課)	廃止			
<b>JR大学前駅公衆トイレの廃止</b> 設置時は状況が変化し、駅と大学が通路で結ばれ、必要性が薄れているため、平成17年度中の廃止に向けて検討します。(総務部総務課)	廃止に向け検討 →	廃止予定		
<b>百年会館前公衆トイレの廃止</b> 設置時は状況が変化し、利用者が減少したこと、また中央橋架け替え工事に伴い、平成16年度をもって廃止します。(住民環境部環境対策課)	廃止			
<b>パワーテント貸与事業の見直し</b> 一定の役割を果たしたことから、平成16年度をもって廃止します。(企画部企画課)	廃止			
<b>消費者情報提供(インターネット)事業の休止</b> 導入時は社会経済情勢が変化し、必要性が薄れていることから、平成16年度をもって休止します。(住民環境部住民生活課)	休止			
<b>交通安全街路灯の縮小(一部廃止)</b> 交通安全街路灯について、縮小(平成16年度をもってみどりヶ丘葬苑以北を廃止)します。(住民環境部住民生活課)	縮小して実施 →			
<b>商店街路灯補助の見直し</b> 商店街の範囲を再精査し、商店街路灯の一部を防犯灯へ移行するよう見直します。(経済部商工課)	見直して実施 →			
<b>町民交通傷害保険事業の廃止</b> 民間保険の充実により保険加入者が減少傾向にあるため、平成17年度をもって廃止するよう検討します。(住民環境部住民生活課)	継続 →	廃止予定		
<b>商工業者人材育成助成事業の見直し</b> 利用者が少ない現状にあるため、補助対象経費の範囲を見直し、利用しやすい制度とするよう受講料全額を助成します。(経済部商工課)	見直して実施 →			
<b>商工会永年勤続従業員表彰の廃止</b> 事業開始時とは社会経済情勢が変化しており、平成16年度をもって廃止します。(経済部商工課)	廃止			
<b>教育委員会表彰の見直し</b> 表彰の時期及び対象範囲を見直し、平成17年度から実施します。(教育委員会管理課)	見直して実施 →			
<b>踏切管理事業(小林作業場踏切)の廃止</b> 地区住民の交通の利便性を確保するため、車両通行止めとなっている小林作業場踏切の維持管理経費を町が負担していますが、平成16年度をもって廃止します。(建設水道部維持管理課)	廃止			
<b>小規模小学校合同修学旅行補助の廃止</b> バスの借上げ形態などを見直すことにより、大規模校との格差が生じないように実施することが可能であり、平成16年度をもって廃止します。(教育委員会管理課)	廃止			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>小規模中学校合同修学旅行補助の廃止</b> 小規模小学校合同修学旅行補助とあわせ、平成16年度をもって廃止します。 (教育委員会管理課)	廃止			
<b>ジュニアスキー教室の廃止</b> 民間のスキー学校で同様の事業を実施していることなどから、平成16年度をもって廃止します。 (教育委員会社会教育課)	廃止			
<b>ナイタースキー教室の廃止</b> 参加者が少ないため、平成16年度をもって廃止します。 (教育委員会社会教育課)	廃止			
<b>親子自然体験・環境教育推進事業の廃止</b> 類似の事業があるため、平成16年度をもって廃止します。 (教育委員会社会教育課)	廃止			

### 民間主体へ移行、又は移行を検討するサービス

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>戦没者追悼式の見直し</b> 平成17年度に戦後60年の節目を迎えることから、遺族などと協議し、平成18年度に向けて実施主体の変更など見直しを行います。 (福祉部福祉課)	見直しに向けた検討 →	検討結果を踏まえた対応 →		
<b>機能訓練事業の見直し</b> 町主催のリハビリ教室と自主グループの役割分担の整理を行い、自主グループが主体的に実施可能な事業については、町が支援を行うよう事業の仕組みを見直します。 (福祉部福祉課)	見直して実施 →			
<b>住民参加型閉じこもり予防事業の見直し</b> 現在、町主催で実施している地区と、地域が主体的に実施し町が支援している地区があり、今後、いずれも地域が主体的に実施し町が支援を行うよう事業の仕組みを見直します。 (福祉部福祉課)	見直して実施 →			
<b>鯉のぼり設置事業の見直し</b> 今年度、恒常的に使用できよう支柱を設置し、今後は経費をかけずに実施可能となったため、この事業は廃止し、平成17年度からは民間で実施します。 (経済部商工課)	廃止し民間による実施 →			
<b>生産調整円滑化推進事業の移行</b> 平成16年度に制度が改正となり、生産数量の調整については、当面(平成18年度まで)、町が行いますが、平成19年度からは、農協へ移行します。 (経済部農林課)	町が実施 →		農協へ移行 →	

### 民間による主体的取り組みの促進

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>町が事務局を担っている団体のあり方の検討</b> 現在、町が事務局を担っている団体について、各団体の目的や事業内容、民間と行政の役割分担を整理のうえ、本来行政が行うべきものを除き、団体による自主的な運営を促進します。 (関係各課)	団体による自主的な運営の促進 →			

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>団体への町の単独補助金の見直し</b> 団体に対する運営費補助金については、各団体の実態を踏まえ、平成17年度から19年度にかけて段階的に廃止します。 団体運営費補助金 平成15年度 54件 94,752千円 (総務部総務課・財政課・企画部企画課・関係各課)	段階的に廃止			
団体に対する事業費補助については、民間と行政の役割分担を整理のうえ、平成17年度に制度を見直します。 団体事業費補助金 平成15年度 20件 77,107千円 (総務部総務課・財政課・企画部企画課・関係各課)	制度見直し	見直し結果に基づき実施		
<b>行政推進員制度の見直し</b> 小規模行政区の統廃合など効率的な体制について、検討します。 (総務部総務課)	効率的な体制について、検討	検討結果を踏まえた対応	検討結果を踏まえた対応	
<b>資源回収奨励事業(再掲)</b> 住民などが組織した団体が取り組む資源回収に奨励金を交付し、ごみの減量化と資源リサイクルを推進します。 (住民環境部環境対策課)	継続実施			
<b>緑の少年団の育成</b> 児童生徒による緑化活動に取り組んでいる緑の少年団を引き続き育成します。 (経済部農林課)	継続			
<b>青少年活動センターへの支援(再掲)</b> 地域住民と北海道医療大学との協働でオープンした青少年活動センター「ゆうゆう24」の活動に対し側面的に支援し、地域と大学との交流を促進します。 (福祉部福祉課)	実施			
<b>歯の健康プラザへの活動支援(再掲)</b> 医療大学との協働により、空き店舗を利用し開設された「歯の健康プラザ」は、口腔健康管理センターとして歯科検診・相談、歯科保健教育を受けることができます。当別町民の歯の健康を保持するための、先進的な取り組みを支援し、地域と大学との交流を促進します。 (福祉部福祉課)	継続実施		支援効果の検証	
<b>医療大学連携セミナー”当別学講座”の推進(再掲)</b> 町内に高等教育機関がある利点を活かし、北海道医療大学との共催で、各領域で様々な学習機会を提供し、生涯学習の機会拡大を図っていきます。 (教育委員会社会教育課)	継続実施			
<b>町民自主企画講座の推進(再掲)</b> 町民の学習ニーズに対応し、町民の生活に根ざした自発的な学習活動を支援し、学びたいことを自らの力で学び続けるよう意識啓発を図るために、町民の自主運営により開催される各種セミナーや講座の講師謝礼を助成します。 (教育委員会社会教育課)	継続実施			
<b>文化活動等の拠点づくりでの協働の取り組み(再掲)</b> 駅前れんが倉庫を活用した文化活動などの拠点づくりに関する計画プランの作成や施設運営について、住民・学生・JA・行政の協働による取り組みを検討します。 (企画部企画課)	検討・実施			
<b>フィルムコミッションへの支援の検討(再掲)</b> 映像を通じて、当別町の魅力を全国にアピールするため、国内外の映画・テレビ・CMなどのロケーションを誘致している非営利組織への活動支援を検討します。 (経済部商工課)	大規模事業がある場合に検討			

#### (4) 公共事業の見直し

長引く景気の低迷による歳入の伸び悩みや、国の「三位一体改革」による地方交付税の落ち込みに加え、これから町の借金である公債費償還のピークを迎え、町財政は大変厳しい状況となっています。

このため、土地改良事業や道路整備事業などの公共事業の見直しを図り、事業費や後年度の公債費の抑制を図ると共に、土地区画整理事業については、国の交付金を活用し、事業費を縮減して実施します。

##### 新規の施設建設事業の抑制

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>新規の施設建設事業の抑制</b> いわゆる箱物の新築など施設建設事業は、保育所の再編と老朽化に伴う東保育所建替事業のみとして抑制し、既存施設の再編などによる有効活用に努めます。 (関係各課)	新規施設建設事業の抑制	新規施設建設事業の抑制	新規施設建設事業の抑制	新規施設建設事業の抑制

##### 事業内容、事業期間等の見直し

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>事業内容、事業期間等の見直し</b> 未着工事業はもとより、着工済みの農道や道路整備事業などの継続事業についても、事業内容の見直しや、着手時期の繰り延べ、事業計画期間の延長など進捗調整を図っていきます。(関係各課)	事業内容、事業期間等の見直し	事業内容、事業期間等の見直し	事業内容、事業期間等の見直し	事業内容、事業期間等の見直し
<b>道営土地改良事業(広域・農免・一般農道整備事業)の見直し</b> 平成18～19年度の事業内容を見直し、縮小して実施するよう道・関係団体などと協議します。 (経済部農林課)	継続	事業内容の縮小	事業内容の縮小	継続
<b>当別幸町土地区画整理事業のコスト縮減と補助制度の有効活用</b> 工事費などのコストを縮減し、効率的な事業費の執行に努めるとともに、国の補助制度(まちづくり交付金)の有効活用を図ります。 (建設水道部都市計画課)	まちづくり交付金活用	まちづくり交付金活用	まちづくり交付金活用	

### 3 行政組織の見直し

### ～簡素で効果的かつ効率的な組織体制の再編

#### (1) 行政組織の見直し

本町の職員数は、平成 16 年 4 月 1 日現在、236 名となっているが、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間に 37 名の退職予定者がおり、その中には、11 名の部長職の内 7 名が含まれている。行政組織の見直しに当たっては、これらを踏まえ、民間委託の推進や施設、業務などの統廃合を進める一方、新たな行政課題や、多様化する住民ニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開できるよう、行政組織の見直しを図ります。

行政組織については、部局の統廃合など聖域なく見直しを進め、行財政改革の理念を体現し、町民に分かりやすい体制に再構築するとともに、行政組織再編に伴う人事配置については、町民へのサービス低下を招かないよう配慮しつつ事務事業の思い切った見直しを行いながら、重要課題を抱える組織への適切な人員配置などを進めます。

#### 行政組織の統廃合

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>部・課の統廃合</b> 組織の簡素化及び意思決定の迅速化のため、関連性の高い部署の統合や少規模な部署の統合、廃止を検討し、部・課長職及び部・課を縮減します。 平成 16 年度部長職 11 名・課長職 27 名 4 年間で部・課長職 10 名削減 (総務部総務課)	実施			
<b>係の統廃合</b> 組織の簡素化及び意思決定の迅速化のため、小規模な係の統廃合、大係制やスタッフ制を検討し縮減します。 (総務部総務課)	実施			
<b>職制の見直し</b> 組織の簡素化及び意思決定の迅速化のため、課長補佐職及び主幹職を縮減します。 平成 16 年度 課長補佐 8 名・主幹 21 名 (総務部総務課)	課長補佐職及び主幹職縮減			
<b>事務決裁規程等の見直し</b> 町長及び助役の決裁を減らし、部・課長へ決裁権を委譲し、部・課長の権限を拡大して、事務の効率化を図ります。 (総務部総務課)	実施			
<b>電算システム開発管理部署の充実</b> 住民記録システム、庁内 LAN などの電算システム、各課で導入済みのシステムの一元管理や情報セキュリティ関連事業を統合し一括管理する部署を充実します。 (企画部情報課)	実施			
<b>定期的な組織の見直し</b> 定期的(3年に一度)に、全庁的に見直します。 (総務部総務課)	見直して実施			見直して実施

## 組織の弾力化(効率的なラインとスタッフの構築)

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>スタッフ制の検討</b> 緊急課題や新規課題に対し、系統的に行政運営を行うライン組織の補完組織として、スタッフ制のあり方を検討します。 (総務部総務課・関係各課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>変則的勤務形態の検討</b> 現在、税務課の夜間相談窓口開設日に、勤務時間などの特例により導入しているが、住民サービスの向上などの視点から検討します。 (総務部総務課・関係各課)	検討	検討結果を踏まえた対応		

## (2) 定員管理の見直し

職員数の適正化を図るため、徹底した事務の見直し及び削減、行政組織の統廃合及び民間委託、嘱託化の推進などと連動して、「定員適正化計画」を策定し、また、組織の新陳代謝、活性化、人件費の抑制、などの観点から、現行の早期退職制度の拡大を図り、少数精鋭の組織運営を目指します。

### 定員管理適正化計画の策定

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>定員管理適正化計画の策定</b> 事務事業の見直し、民間委託、施設の統廃合、嘱託職員の配置などにより、職員数の適正化を図ることとし、別途、「定員管理適正化計画」を策定し、取り組みます。 平成16年4月1日 職員数 236名 平成21年4月1日 目標職員数 213名 削減目標職員数 23名 (総務部総務課)	策定・実施			
<b>早期希望退職制度の拡大</b> 職員の新陳代謝の促進及び行政の能率的な運営を図るため、制度を拡大します。 当別町職員勸奨退職取扱規程 現行 55歳以上、勤続25年以上 拡大 50歳以上、勤続20年以上 (総務部総務課)	実施			
<b>中途採用制度の検討</b> 組織の活性化、民間経験の活用及び職員の年齢構成のバランスの確保を図るため、「中途採用制度(経験者採用制度)」の導入を検討します。 (総務部総務課)	検討		検討結果を踏まえた対応	
<b>嘱託職員の活用</b> 事務事業の見直し、民間委託の推進や業務の効率化を図ることはもとより、業務の見直しや民間委託ができない業務についても、嘱託職員の活用を図ります。 (総務部総務課・関係各課)	実施			

### (3) 職員の意識改革

地方分権が推進し、地方自治が新しい時代を迎えようとしている今日、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担い手として、職員の一層の資質の向上と意識改革が必要であり、取り組みを進めます。

#### 職員研修の計画的実施

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>各種研修事業の活用</b> 平成15年度に3カ年の研修計画を策定しており、自治研修所における研修所研修、札幌広域圏組合における共同研修、石狩町村会などの研修を計画的に実施します。 (総務部総務課)	継続実施			
<b>人事交流事業の推進</b> 北海道との人事交流(職員派遣及び受入れ)、札幌広域圏組合、石狩西部広域水道企業団への職員派遣などにより、先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養に努めます。 (総務部総務課)	継続実施			

#### 職員の意識改革

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>自己啓発の促進</b> 職員の資質の向上と意識改革を進めるためには、職員自身の主体的な取り組み(自己啓発)と研修など多様な学習機会の提供が必要であり、自己啓発を促進するため、職員提案制度や発表の場、自主研究グループの活動の促進を図ります。 (総務部総務課)	実施			
<b>自己申告制度の実施 平成16年度実施済み</b> 個々の職員が、職務への自己評価、長所、短所などの自己診断、異動や研修の希望、職務などに対する意見や要望を自由に記載し、これを基に、適正な人事配置や効率的な能力開発に役立て、やりがいのある職場環境を創造し、また、自己啓発の契機として、職員の提言の機会を設けることを目的とし実施します。 (総務部総務課)	継続実施			

### (4) 人件費の抑制

本町職員の給与は、平成11年度から平成15年度まで5年続けて削減しており、40歳の職員で、総額の8.5%、49万円の削減となっています。平成15年度からは管理職手当を、さらに、平成16年度は期末勤勉手当の一部を削減しています。

効率的な行財政運営を進めていくためには、人件費の抑制が不可欠であり、引き続き抑制に努めます。



## 4 財政基盤の健全化

## ～健全な財政運営と持続可能な財政基盤の確立

### (1) 歳入確保に向けた取り組み

地方分権の推進などに伴う事務量の増加などに対して、税源移譲など、適正な財政措置がされるよう要望してまいります。また、受益者負担の適正化を図るとともに、歳入の根幹を占める町税などについては、経済不況による所得の減少などから徴収率の低迷と共に滞納額・滞納者が増加してきており、税負担の公平に影響を及ぼすばかりでなく、今後の限られた財源での財政運営や住民負担の適正化にも影響があることから、徴収体制を整備し収納率の向上を図ります。

#### 町税等収入の確保(公平負担の原則)

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>町税の収納率の向上</b> 徴収体制の強化や滞納処分の実施などにより、町税の収納率(現年・滞納繰越)の向上に取り組みます。 平成15年度実績 86.09% 平成20年度目標 91.64% (総務部納税課)				目標 91.64%
<b>徴収体制の強化</b> 増加している滞納者・滞納額に対応する人的補充を行い、滞納者全員に対する納税折衝を積極的に実施します。 (総務部納税課)	実施			
<b>嘱託徴収専門員の活用</b> 滞納事由の多様化・複雑化によって納税折衝も複雑・困難化してきており滞納整理を進める上において課題となっていることから、道税の徴収業務に精通している者を嘱託徴収専門員として任用し、その徴収知識及び技術を活用して実効ある滞納整理業務を行います。 (総務部納税課)	継続実施			
<b>滞納処分の実施</b> 納税折衝を重点的に行ない、滞納者の状況を調査把握し、個々の状況に応じた徴収方針を検討したなかで、正当な理由がないにもかかわらず納税に応じない滞納者に対しては、給与・預貯金・不動産などの差押を実施します。 (総務部納税課)	継続実施			
<b>町税滞納者に対する行政サービス制限</b> 納税の能力があるにもかかわらず納税しない滞納者の存在は、誠実に税を納めている納税者との税負担の公平性に影響がありますので、滞納処分への取組みは積極的におこないつつ、滞納処分とは別に、納税を促すための措置として、行政サービスの制限処置について検討します。 (総務部納税課・関係各課)	検討・実施			
<b>徴収部門の連携強化</b> 町税並びに各種使用料、負担金などの徴収業務の一元化など、徴収部門の連携強化により効率的で実効性のある徴収業務を進める体制を検討します。 (総務部納税課・関係各課)	体制整備	実施		
<b>都市計画税の新地区賦課</b> 西部地区の都市計画税賦課について検討を行います。 (建設水道部都市計画課・総務部税務課)	検討	調査・整備		実施
<b>国民健康保険税の税率の見直し</b> 平成18年度改定に向け、介護保険料の見直し年度である平成17年度に税率を検討します。 (住民環境部住民生活課)	検討	検討結果を踏まえた対応		

## 受益者負担の適正化(使用料等の見直し)

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>使用料等の見直し</b> 使用料などの定期的な見直しを行い、「使用料等の基本的な考え方」に基づき、各種主管部署で見直しを図ります。(総務部財政課・関係各課)	実施			
<b>減免制度の見直し</b> 統一的に基準を設け整理し、条例などを見直します。(総務部財政課・関係各課)	実施			
<b>下水道使用料の改定</b> 下水道事業の経営健全化に基づく料金改定の見直しを図ります。(建設水道部下水道課)	検討	検討結果を踏まえた対応		
<b>ごみの有料化の検討</b> 平成15年10月から事業系ごみの有料化を行っていますが、家庭系ごみの有料化については、ごみの減量化対策と応分の負担という観点から検討します。(住民環境部環境対策課)	検討	検討結果を踏まえた対応		

## 未利用町有財産等の処分

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>町有財産の処分</b> 遊休未利用地の調査を行い、町有地について売却を含めた有効活用を検討します。 ・旧町有牧野売却 ・町有林地の売却及び立木補償 (総務部財政課・関係各課)	検討・実施			

## (2) 経常収支比率<sup>(\*)</sup>の改善

平成15年度決算における本町の経常収支比率は88.5%であります。公債費の増嵩と比例し、平成16年度の見込みでは93.7%と平成15年度から5.2%も上昇が予想されることから、管内市町村平均並の90%程度に抑制することを目標とします。

このためには、経常的な収入である町税などの「経常一般財源」の確保と、人件費などの経常的な支出に充当する「経常経費充当一般財源」の見直しが必要になりますが、健全財政を目指す立場からは、経常一般財源の伸びに期待した財政運営を行うよりも、各種の事務事業の見直しにより、経常経費の改善を図ることを前提に取り組むことが基本となります。

### \*1 経常収支比率

人件費(職員給など)、扶助費(医療費助成など)、公債費(借金の返済)などの義務的性格の経常経費(毎年必要になる経費)に、町税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入(毎年収入が見込まれるお金)がどの程度充当されているかを見ることで、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いる。比率が高いほど、財政が硬直していることを示し、社会資本への投資や、臨時的経費への柔軟な対応が難しくなる。

### i 経常収支比率の改善

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>経常一般財源の確保</b> （目標1億円で 1.5%） ・自主財源の確保 ・税源の確保 （総務部財政課・関係各課）	実施			
<b>経常経費の抑制</b> （目標1億円で 1.5%） ・人件費の抑制 ・繰出金の抑制 （下水道・国保会計など） ・物件費、維持補修費、補助費などの抑制 ・投資的経費の抑制 ・公債費の抑制（総務部財政課・関係各課）	実施			

### (3) 公債費管理の適正化

財政の硬直化の要因の一つに、借金の返済に要する経費が多いか、少ないかがあげられます。財政規模が縮小していく中では、借金の返済にまわす経費の圧迫が少ない方が柔軟な財政運営ができるとされています。

そのため、歳入に合わせた歳出への転換の努力目標として、公債費負担適正化の実施計画上の借入額を限度として、できる限り起債額を抑制します。

### i 公債費負担の適正化

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>長期借入金の抑制</b> 国が示しているプライマリーバランス <sup>*1</sup> 均衡とは、国債の発行額と、国債の元金償還額及び利払いとの均衡で、この場合には、利払い分だけ残高が増加することになります。 本町は、町債残高を確実に減らしていくため、厳しい条件として、町債の発行額を元金償還額の範囲内に抑制します。（総務部財政課）	実施			
<b>公債費の抑制</b> 普通建設事業に伴う町債発行限度額を公債費負担適正化計画に基づく計画起債発行額以下に抑制します。（総務部財政課）	実施			
<b>政府資金等の借換</b> 高利な政府資金等借換実現を要請していくと共に民間資金の借換を行います。（総務部財政課）	実施			
<b>一時借入の抑制</b> 資金計画の徹底による、資金調達の一時的借入金縮減により、利子の節減を図ります。（総務部財政課）	実施			

#### \*1 プライマリーバランス

基礎的財政収支。「地方債などの借金によって得る分を除いた歳入」と「過去の借金の元利払いを除いた歳出」の差額のこと。黒字の状態であれば、新たな借金がすべて過去の借金返済に使われることになるため、借金残高は増えない。逆に赤字だと、新たなツケを次世代に回すことを意味する。財政健全化の目安のひとつ。

## ii 債務負担行為の抑制

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>債務負担行為の抑制</b> 農業農村整備事業等負担金・補助金事業の抑制と、低利な償還金に借換の要請を行います。 (総務部財政課)	実施			

## (4) 基金の確保

平成15年度より、財政調整基金の積立に関しては、条例の一部改正を行い、地方財政法第7条の規定の適用を設けていることから、決算上の余剰金は、一定額以上を積み立てることになっており、決算の余剰財源に結びつくような、経費の節減効果を徹底的に図ります。

### i 各種基金の積立

実施項目とその方針	具体的な取り組み			
	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>財政調整基金の積立</b> 基金条例に基づく余剰金の一定額を確保し、積立するため、徹底した執行経費の節減を実行します。(地方財政法第7条の適用)(総務部財政課)	実施			

## Ⅲ 計画期間における重点施策

本プランで目指す行財政の再構築は、ただ単に経費の削減や歳入の増収策だけが目的ではありません。国・地方を通じて行財政構造が大きく変わろうとしている時期にあって、少子高齢化の進展など社会構造の変化を見据えながら、今後あるべき自治体経営のあり方、地域社会のあり方を問い直そうとするものです。

基本方針の再構築プランで目指す基本方向として掲げたように、住民と行政の意識改革を図り、それぞれ適切な役割分担のもとで、協働による取り組みを推進し『住民サービスの維持向上のための「新たな支え合いの仕組み」づくり』『簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築』を目指そうとするものです。

そしてまた、その実現により、第4次総合計画の推進基盤を確立しながら、まちづくりの基本理念である「当別らしさの創出」「ゆとりと豊かさの追求」「みんなで考える次代へのまちづくり」の方向性に沿って、施策の重点的な展開を図り、あわせて、当別町に潜在する様々な地域資源に付加価値をつけ、住民とともに当別町という地域の価値を形成していくことを目指します。このため、限られた財源の中ではありますが、次の分野の施策を重点的に展開していきます。

### 1 美しいまちづくり

豊かな自然と遥かに広がる美しい田園風景は、本町にとってかけがえのない財産です。

『美しいまち当別をみんなでつくる条例』の目的にある「住民が誇りを持って快適に暮らせる心地よいまちの実現」を達成するために、町民一人一人が環境に配慮した美しい景観の実現を達成したとき、「住んでみたいまち当別の創出」につながります。

いま住んでいる方々にとって「心地よいまち」、他の地域に住んでいる方々にとっても「住んでみたいまち」の実現には、『美しいまち当別』の創出は極めて有効な手段といえます。

このため、次の世代へと継承していけるような魅力ある美しい景観の創出に向け、次の施策を重点的に展開していきます。

## 〈主要な取り組み〉

### (1) 景観形成基本計画の策定

住民が誇りを持って快適に暮らせる美しいまちづくりを効果的、計画的に進めるため、「景観法」に位置付けられる「景観形成基本計画」や「景観形成ガイドライン(指針)」を策定し、広く住民に普及・啓発活動を行います。

### (2) 美しいまちづくり推進事業

「美しいまち当別をみんなでつくる条例」制定後、着実に美しいまち当別の実現に向けて町民の意識は高まってきていますが、今後も美しいまちづくりの啓発を中心に、魅力ある美しい景観の創出に向け施策を展開していきます。

- ・ 美しい景観再発見事業(仮称)
- ・ 美しいまちづくり推進補助金
- ・ オープンガーデン(\*1)
- ・ フラワーマスター(\*2)連絡会との協働

### (3) 当別町美しい景観委員会

「民間主導の委員会」としての活動を大切に、今年(平成16年度)提案された「美しいまちづくりのためのルール」を住民との協働により推進します。

### (4) 当別町優良田園住宅の促進

近年、ライフスタイルが多様化する中で、増大する田園居住に対するニーズにこたえるプログラムとして、広々とした敷地にゆったりとした家を目指す「優良田園住宅」は有効な施策であり、美しい農村景観の創出の観点からも大きく貢献するものであり、町が事業展開を予定している移住促進策の一環として、促進していきます。

### (5) 移住促進事業

北海道では、首都圏の団塊の世代の退職者を対象に、道内への移住促進に取り組むこととしています。

町としても、道と連携しながら、首都圏の団塊の世代に限らず、より対象を広げ、札幌市に隣接している地理的優位性や、JR学園都市線、北海道医療大学があり、また、雄大な自然と美しい田園風景が広がる本町の特徴を生かしながら、町内への移住促進に取り組んでいきます。

---

#### \*1 オープンガーデン

個人所有の庭を一般の人に公開すること。発祥はイギリスで、近年、北海道でも広がっている。

#### \*2 フラワーマスター

花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識や技術を持ち、道の認定を受け、市町村に登録するボランティアリーダー。花のまちづくりに関する指導・助言などの活動を行う。

## 2 バス交通体系の確立

本町の生活交通路線としてのバス運行は、青山方面（青山線バス）と江別市方面（当江線バス）の2路線に限られた地域でしか運行されていません。

その他町内を運行しているバスは、民間企業がスウェーデンヒルズとJR石狩太美駅を結ぶ区間、北海道医療大学が市街地循環と医療大学からあいの里キャンパスを結ぶ2路線、更に医療機関が運行するバスやその他企業が従業員を送迎するバスが運行されています。また、町ではスクールバス・福祉バスの運行を実施しており、一日当たり相当数のバスが町内を運行し、住民が利用している現状にあります。

今後も少子高齢化の進展に伴い、病院利用者の増大や学校統廃合によるスクールバスの需要増大が見込まれるため、町・大学・病院など各企業が一体となったバス路線の効率的な一元化を図ることにより、住民生活にとっても利便性の高いバス運行と、各事業者で負担しているバス運行管理費について軽減されることが期待されます。

町内公共施設・学校・病院などの主要施設を網羅でき、JR利用も円滑に連絡できる利便性の高いバス路線網の選定及び運行を事業者・住民とともに検討していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### （1）バス路線網のあり方の検討

町が運行している福祉バス、スクールバスをはじめ、道医療大学や各医療機関など各事業者が運行しているバスの効率的な一元化を図るなど、関係機関の協力を受けながら、住民生活にとって利便性の高いバス路線網を構築していきます。

## 3 情報通信基盤の整備

今後ますます進展する情報化社会において、社会資本として整備された通信網を利用して、多種多様な情報を入手することは、住民生活上、欠くことが出来ないものとして、定着しつつあります。

情報化施策はその間口が非常に広く、住民の通信環境の整備、行政側のネットワーク整備（地域情報化）、国や道との連携、個人情報保護（情報セキュリティ<sup>（\*1）</sup>事業）など、総合的な取り組みが必要となっています。

こうしたなか、住民ニーズを反映できる環境整備に努めるとともに、国が進める総合行政ネットワーク（LGWAN<sup>（\*2）</sup>）、北海道が進める電子自治体プラットフォーム（HARP）構想<sup>（\*3）</sup>に参画するなど、積極的に情報化施策を推進していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### （1）HARP 電子申請開発事業

北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想は、電子自治体の実現に当たって必要となる電子申請や電子調達などの各種行政サービスをネットワーク経由で行うため、共通機能を道、市町村が共同で構築し、安価で効率的に共同利用しようとするもので、本町としても積極的に参画し住民への利便性の拡大に努めます。

#### （2）地域情報化計画の策定

将来に向けた地域情報化の推進のため、住民・企業サービスの充実、情報利活用環境の整備、電子自治体に向けた情報化の推進などを内容とする地域情報化計画の策定に取り組みます。

#### （3）地域情報化施策事業

学校を含めた町有施設の LAN<sup>（\*4）</sup>環境の拡大、また大学や町内の団体との連携について検討し、住民が求める情報を提供する手段として、情報ネットワーク基盤の整備を図っていきます。

\*1 情報セキュリティ

企業や組織における情報資産全般のインターネット上の侵入防止や機密性を確保するという意味で使われる言葉。

\*2 LGWAN（Local Government Wide Area Network エル・ジー・ワン）

総合行政ネットワーク。地方自治体のコンピューターネットワークを相互に接続する、行政専用のネットワーク。地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や、情報共有、行政事務の効率化などが図られる。

\*3 HARP構想（Harmonized Applications Relational Platform ハープ構想）

北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想は、パソコンとインターネットを通じて行政サービスを受けられる電子自治体システムを、個別の手続きや市町村によって異なる部分と、どのシステムも必要とする基盤部分に分割し、基盤部分を市町村と北海道で共有しようとするもので、システム開発費の大幅な軽減が見込まれる。

\*4 LAN（Local Area Network ラン）

社内や学校内などの限られた範囲内のコンピューター同士を結ぶネットワークのこと。

## 4 子育て支援の推進

近年、結婚や出産に関する価値観の変化や核家族化の進行、地域における子育て力の低下などが要因となって少子化は年々進行しています。

未来を担う子どもたちは、地域の宝であり、社会全体で子育てを支援し、子どもを持ちたいと思う人が、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進して行くことが求められています。

多くの保護者が、子育てに不安や負担を感じていることから、子育て支援センターが、悩みなどについて相談を受け親子で集うことができる、あそびのひろばの開催や、子育てサークル支援を積極的に展開できるよう、ボランティアとの協働も含めて拡充に努めます。

また、育児の相互援助システムの構築について検討し、地域で子育てを応援できる体制づくりを図ります。

児童数の大幅な減少に伴い、保育所の再編成は避けて通れない問題であり、保護者説明会を開催し、十分に協議し理解を得ながら計画的に統廃合を進めるとともに、幼保一元化の検討とあわせ、常設保育所の施設整備について検討していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 子育て支援センターの充実

西及びふとみ保育所において、保育所に蓄積されている子育てのノウハウを家庭や地域まで拡げ、育児不安や悩みの相談、「あそびのひろば」や「子育てサロン」の開催、「サークル支援」を行っていますが、利用しやすいように保育士の増員による体制等の整備や、保育ボランティアの登用など住民参画型の運営方法を検討し充実を図ります。

運営方法の検討に当たっては、協働の観点から、町内会など地域と連携しながら運営する仕組みを検討します。

#### (2) 子育てサポートシステムの構築

地域で育児を助け合い安心して子育てができるよう、育児の援助を受けたい人と援助が行える人が会員として登録する、育児の相互援助システムの構築を検討します。

#### (3) 保育所の再編

季節保育所（北・南）については、入所児童数の減少に伴い平成16年度をもって廃止し、常設保育所へ統合します。

へき地保育所（弁ヶ別・東裏・蕨岱）については、入所児童数の減少傾向を踏まえ、できるだけ早い時期の常設保育所への統合を目指します。

#### (4) 東保育所建替建設事業と幼保一元化の検討

施設の老朽化が著しく手狭となっているため、建替を計画し、併せて幼保一元化について検討していきます。

## 5 少子高齢化に対応した健康づくりの推進

少子高齢化社会の到来という大きな社会構造の変化が、これまでの保健福祉サービスのあり方に根本的な見直しを求めています。少子高齢化社会においては、過去のような経済成長に伴う自然増収や税財源の充実が期待できない一方で、サービスを受ける側としての高齢者が急速に増加しています。

また、社会における高齢者に対する期待の変化もあります。かつては、社会の少数者として、現役を引退したことにより、社会から感謝の念をもって、慰労される立場にあった高齢者は、今の時代においては、その豊富な知識・経験で社会を支える主人公そのものとしての活躍が期待されています。単に年齢を要件として提供されてきた保健福祉サービスや現金給付に類する事業、国や道の制度自体が改正されたものなどに対しては、これまでの単独・上乘せ型の施策を見直す必要があります。昭和53年に北海道医療給付事業制度（老人医療給付特別対策事業）が発足し、その後当別町においても単独事業として68歳・69歳の高齢者に対し医療費給付事業を行ってまいりましたが、北海道の老人医療給付特別対策事業は平成20年3月末で廃止されることとなりました。こうした高齢者医療制度のあり方の変化を受けて町単独の老人医療費給付事業を廃止し、医療費給付事業から健康づくりに重点を置いた施策の展開を図ります。

こうした中で、すでに策定されている各福祉計画を横断的に一体化して、地域社会全体で総合的に福祉を通じた地域づくりを目指す地域福祉計画を策定していきます。また現在、国において介護保険制度の見直しが検討されていますが、今後においては「予防重視型システム」への転換が必要であり、現存のサービスを介護予防の視点から見直し、筋力向上トレーニング、転倒骨折予防、低栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防などの新たなサービスの導入を検討し、地域に密着した一貫性・連続性のある予防事業を展開するために、国の動向を見据え介護保険事業計画（3年ごとに策定）を策定して町の実態に見合った事業展開を推進していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、これまで、障がい者、高齢者、子育てなど、分野ごとに分かれていた各福祉計画を横断的に一体化し、当別町の福祉を総合的に推進するための計画です。地域住民がともに支えあい、安心して暮らすことが出来る地域社会を目指して、地域社会全体で総合的に福祉を通じた地域づくりを進めることができるよう地域福祉計画の策定に取り組みます。

#### (2) 介護保険事業計画の策定

現在、国において介護保険制度の見直しが検討されていますが、国の基本方針に適応し、当別町の要介護者の人数、介護給付対象サービスの利用に関する意向などを考慮して、当別町の実態に対応する介護保険事業を進めるため介護保険事業計画の策定に取り組みます。

策定に際しては、筋力向上トレーニング、口腔ケアなど、新たなサービスの導入を検討します。

### (3) 健康づくりの推進

人生80年時代と言われる今日、単に寿命の延伸だけでなく、元気で活動的に暮らすことができる『健康寿命』を延ばすために、生活習慣病の予防をはじめとして各種保健予防、健康づくりを積極的に推進していきます。

具体的には、平成17年3月を目途に策定を進めている健康づくり計画に基づき、子供の心の健康づくり、栄養啓発事業などを実施するほか、住民、関係団体、行政が一体となって健康づくりを支えていく環境づくりを進めていきます。

## 6 農業生産組織及び農産物加工・開発への支援

当別町の農業は、高齢化、後継者不足が進む一方、土地集積は進まず小規模農家、大規模農家が混在しています。

直接支払制度で国が示した20ha以上の経営規模の農家戸数では、全体の10%にも満たない現状であり、この経営規模を目指した場合、農家戸数は全体の2分の1を下回る事となります。農家戸数の著しい減少は、農村が有する地域コミュニティー、自然環境の維持保全が困難となり、不耕作地の発生も懸念されます。

水田農業ビジョンでは、高齢農家や小規模農家が農業を継続できる体制づくりとして、地域が連携した農業生産組織づくりを目指し、これを担い手と位置づけ推進したところ、56の農業生産組織が設立され、本町水田面積の70%が集積されました。これら農業生産組織は、農業農村を維持する上で極めて重要であり、農業生産組織が確かな経営体として自立し、地域農業の中心となるよう支援していきます。

また、現在の農産物は一元的流通が中心ですが、安全安心に配慮するとともに消費者ニーズにあわせた良品質な農産物の生産に努め、民間企業との連携などによる有利販売を検討します。

さらに、農業者自ら、あるいは企業との連携による加工品の開発、販売により経営の安定、所得の向上が期待できることから、町も加工開発や販売に関する情報提供や各種補助事業による支援を行い、経営感覚の改革、改善を目指し、体質の強い農業者の育成に努めます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 農業生産組織への支援

水田農業構造改革交付金を活用し、農業生産組織の活動を支援するとともに経営拡大により生じる機械設備の整備について、農業生産振興総合対策事業を積極的に活用するよう指導し、補助事業費の確保に努めます。

また、農業生産組織のリーダーを育成するため、JA・普及センターと連携し、各種情報提供や技術支援をするとともに担い手総合支援事業などの活用を推進します。

#### (2) 農産物の加工・開発の支援

農産物の加工品開発の取り組みとして、道補助事業の活用を図ります。

また、農産物の大量販売の実施に際し、必要となる技術の取得のために北海道立試験場の支援を受けるとともに、施設整備に当たっては、農業生産振興総合対策事業の活用を指導し、補助事業費の確保に努めます。

## 7 文化創造と情報発信拠点の創出

町民の芸術・文化鑑賞や、音楽・演劇・舞踊などの創作発表の場として、文化センター（仮称）建設を計画しておりましたが、町の財政的事情などから事業凍結をせざるを得ない状況が続いています。

文化・芸術の振興において、情報化、国際化、少子高齢化の進行などによる価値観の多様化や、余暇時間の増大、社会の成熟化などに伴い、活動の機運はさらに高まり、活動の場の必要性も一層高まるものと予想されます。

こうした文化活動や芸術鑑賞など人の豊かさに対する欲求が増す反面、厳しい社会情勢や少子高齢化社会を迎え、町の人口も平成11年の20,875人をピークに微減傾向に移行し、経済状況などの明るい兆しが見えず、まちの賑わい感が失われつつあるなか、町の活性化を図っていくうえで、産業振興などの魅力創出は勿論のこと、当別ブランドを積極的に情報発信していくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、JA北石狩の協力のもと、駅前れんが倉庫の活用を図りながら、住民・学生・JA・行政が連携して、新たな文化創造と情報発信施設の拠点づくりに取り組み、施設利用による賑わいを創出することにより町の活性化に努めていきます。

また、この施設利用との関連を踏まえ、本町の文化振興と生涯学習の拠点として利用してきた公民館の老朽化に対応し、今後の施設のあり方と公民館が担ってきた機能の補完のあり方について検討していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 駅前れんが倉庫の施設整備

JA北石狩の協力のもと、歴史的面持ちのある駅前のれんが倉庫を活用し、文化創造と情報発信拠点として、老若男女を問わず容易に利活用できるユニバーサルデザイン<sup>(\*)</sup>などを取り入れた施設整備に取り組みます。

#### (2) 協働による施設計画と運営

自らが行き、自らを演出することを基本に、文化創出などの当別町振興に賛同する個人・団体を軸に、住民・学生・JA・行政が連携し、組織を立ち上げ、施設のあるべき姿を検証し、住民に望まれるプラン作成に努めます。

また、施設運営にあたっては、同様に連携した組織による運営体制の確立を目指します。

#### (3) 文化振興・文化創造

手頃な規模のステージやミニコンサート会場、演劇などの稽古・発表の場として活動の幅を広げるとともに、当別出身の文化人や芸能関係者による交流を推進します。

\*1 ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように建物・環境などをデザインすること。

#### **(4) 情報発信の拠点**

当別の観光情報や、当別地場産の特産品・名産品の販売など、現物または情報が入手できる情報発信拠点として活用が図られるよう検討を進めます。

## 8 北海道医療大学との連携と商店街の活性化

昭和49年に大学が設立されて、特に平成5年に看護福祉学部が新設されてからは、町内にある医療看護福祉系大学として、町の様々な分野で、ともに連携しながら歩んできました。

保健予防、福祉分野では、実施当時としては先進的な取り組みであった「訪問歯科診査事業」、現在は空き店舗を利用して実施している「歯の健康プラザ」、障がい者の自立支援や児童デイサービスなどを行っている「青少年活動センター(ゆうゆう24)」の活動、大学・社会福祉協議会・地域ボランティアとの協働で進めている「住民参加型閉じこもり予防事業」などの取り組みや、教育・生涯学習分野では、適応指導教室での学生ボランティアとしての協力、連携セミナー「当別学講座」の共催、大学図書館の町民利用への配慮など、数多くの連携・協働による取り組みを実施しています。協働によるまちづくりを進めるうえで、道医療大学との取り組みはますます重要となっており、今後においても一層連携を強化していきます。

一方で、学生の町内居住による地元アパート業、商店街などへの経済波及効果は大きなものがありますが、家賃が比較的高い、アルバイト先が少ない、若者向きの店が少ない、遊ぶ場所が足りない、文化施設や人の集える場が少ないなどといった理由から、まだ多くの学生が札幌市などから通学している実態にあります。人口の微減状況、消費購買力の町外流出傾向が続く中、地元商店街の活性化は大きな課題となっていますが、学生の需要にあった魅力ある商店街づくりや学生の文化活動・地域活動などのための場の確保、学生へのサポート体制づくりなどについて、商工会をはじめ町内各関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 保健福祉、生涯学習分野での連携強化

これまでの連携事業を大切にしながら、今後ますます拡大が予想される老人福祉や障がい者福祉など、学生の実践的な学習の場となりうる事業などにおいて連携を強化していきます。

また、来年2月のNPO法人化を目指している学生などによる「青少年活動センターゆうゆう24」は、行政だけでは行き届かない福祉サービスの提供や町の活性化に取り組む貴重な学生組織であるため、町としても積極的に支援していきます。

#### (2) 町内居住促進のための環境づくり

アルバイト先や娯楽施設など解決に時間がかかる課題もありますが、学生との協働によるまちづくりを推進し、学生の要望に添うアパート経営の改善を要請していくなど学生の町内居住のための促進策を検討していきます。

「青少年活動センターゆうゆう24」への支援や協働の取り組みのほか、学園祭の第2会場として市街地での実施、更には、四季を通じた学生と町民によるイベント開催など、一般町民との交流を深めお互いが認識しあえる賑わいのある「学生のまち」を創っていきます。

### **(3) 学生や若者の需要にあった商店街づくり**

学生ニーズなどの情報を収集しながら、学生が安心して深夜に食事ができる場所の提供、買い物客への還元を目指したポイント制度創設、休日に買い物ができる商店街など、商工会と連携して生活と密着した商店街づくりに努めていきます。

### **(4) 学生にも利用されやすい文化活動等の拠点づくり**

駅前れんが倉庫を活用して、文化振興のほか特産品や地元産商品の販売促進、観光情報などの情報発信拠点などとして複合的に利用できる施設として計画していきますが、計画プランの作成や施設運営にあたって、住民・学生・JA・行政が連携して取り組むことにより、学生をはじめ幅広い利用を促し賑わいの創出に努めていきます。

### **(5) 大学と連携した学生へのサポート体制づくり**

学生が町内に居住しやすい環境をつくるため、転出入時の諸手続きや町内で生活するうえでの相談など、大学の学生窓口と連携したサポート体制を検討します。

また、地域活動や文化活動などを通じて積極的に地域に溶け込もうとする学生サークル・団体などへの支援のあり方や、学生が地元農家に宿泊滞在するなどの体験を通じた人的交流のあり方を検討していきます。

## 9 都市計画事業の推進

本町市街地の迷路的な道路の解消と、基軸となる幹線道路網の整備を図るため、北海道による「当別大通改築事業」、当別町による「当別幸町土地区画整理事業」、「中央通道路改良工事」、「北栄通道路改良工事」を一体的に取り組んでいるところですが、行き止まりの私道、未整備な細街路、袋地状の住宅地の解消など災害時における防災活動に支障をきたさない安心で安全なまちづくりを早急に構築していく必要があり、北海道が実施する事業との整合を図り事業を推進していきます。

### 〈主要な取り組み〉

#### (1) 当別幸町土地区画整理事業

地区内の当別大通、区画道路、公園緑地など公共施設の整備と、宅地造成による宅地などの利用の増進を図るため、まちづくり交付金などの財源確保や事業費のコスト縮減に努めながら事業を推進します。

#### (2) 中央通、北栄通道路改良工事(街路事業)

本町中心市街地の内環状路線の東西軸をなす中央通と、南北軸をなす北栄通は、骨格路線としての交通機能はもとより、災害時における緊急避難路など防災の観点からも重要であることから、計画的に事業を推進します。

#### (3) 関連する町道整備

町道本通線道路改築事業は、当別ダム、道民の森への連絡道路として重要な路線であり、北栄通・中央通各事業と併せた一連の事業として整備を推進します。

## IV 再構築プランで目指す財政目標

### 1 財源不足額への対応

基本方針の「今後の財政見通し」で示したように、本プランの計画期間である平成17年度から平成20年度までの4年間の財源不足額は、約22億8千万円と見込まれます。これまで厳しい財政運営が続き、ほぼ基金残高が底をつく状況の中、この財源不足額を解消するため、以下の目標を掲げ、再構築プランでの具体的な取り組みを実行していきます。

この目標額を達成するためには、まず、早期に対応すべき見直しには早急に取り組むこととし、人件費の抑制をはじめ、公共施設の再編や行政サービスの再構築などに取り組んでいきます。また、新たな支えあいの仕組みづくりには、意識改革はもとより、協働の指針づくりや地域福祉計画策定などにも一定の時間が必要であり、4年後をひとつの目標にして段階的に取り組むこととし、行財政システム再構築プランの成果につなげていきます。

- ☆ 歳入の確保
- ☆ 退職者の不補充や人件費総額の抑制
- ☆ 公共施設の再編と行政サービスの再構築など
- ☆ 公債費及び債務負担の見直し
- ☆ 特別会計の健全な運営

目標額（17～20年度の4年間）

合計 22億8千万円

## 2 目指す財政目標

本プランで示した具体的取り組み内容をはじめ、各年度の予算編成や執行のなかで、次表の財政目標に向け着実な実行に努めていきます。この財政目標は、平成17年度予算編成方針を踏まえつつ、歳入については、本プランでの増収効果、歳出については、削減効果を見込んで目標設定しています。また、公債費負担の適正化に配意しながら、本プランに掲げた新規事業を含めた事業費を見込んだ設定としています。

なお、国や道の制度に基づく財源の見込みは、具体的改正内容が示されているもの以外は、原則現行制度による見込みとし、三位一体改革に関わる税源移譲など一連の17年度以降の改革内容は加味していません。

### 目標とする財政フレーム

(単位：百万円)

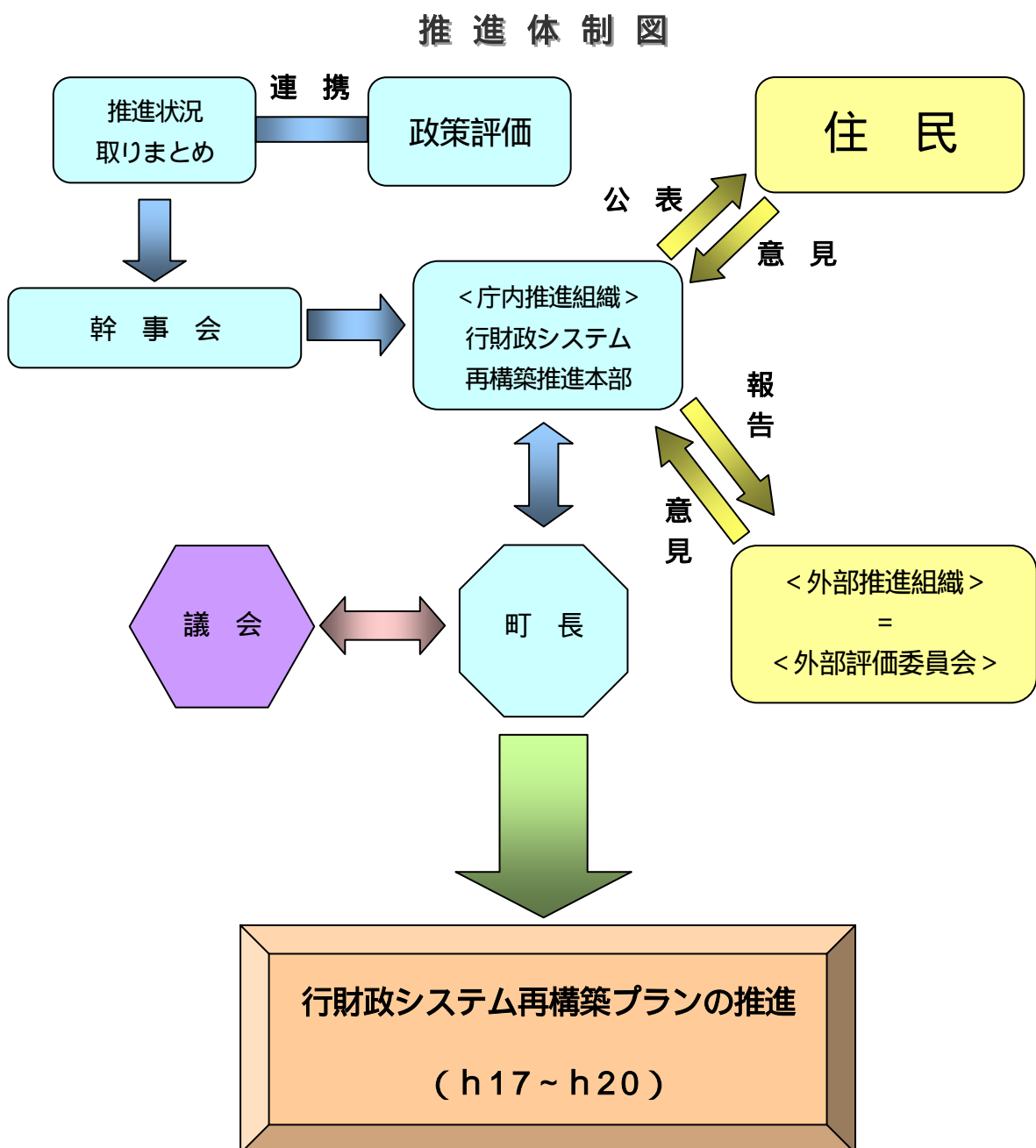
項 目		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入	町税	1,874	1,837	1,837	1,839	1,854
	地方交付税	3,706	3,562	3,562	3,508	3,454
	町債	1,274	1,154	1,121	938	987
	うち臨時財政対策債	398	323	262	212	172
	その他	3,323	2,971	2,725	2,205	2,177
	うち基金繰入金	386	90	90	90	90
	うち繰越金	179	10	0	0	0
	(歳入総額)	10,177	9,524	9,245	8,490	8,472
歳出	義務的経費	4,407	4,330	4,352	4,335	4,208
	うち人件費	1,978	1,845	1,759	1,750	1,692
	うち扶助費	590	560	552	555	549
	うち公債費	1,839	1,925	2,041	2,030	1,967
	普通建設事業費	2,119	1,721	1,673	967	1,128
	その他	3,641	3,473	3,220	3,188	3,136
	(歳出総額)	10,167	9,524	9,245	8,490	8,472
歳入歳出差引	10	0	0	0	0	

## V 推進体制

行財政システム再構築プランの内容を着実に推進するために、町長を本部長とする当別町行財政システム再構築推進本部を中心として、全庁をあげて取り組みます。

当別町行財政システム再構築推進本部では、「 具体的取り組み事項」の推進状況について、毎年度、政策評価との連携のもと、取りまとめを行います。

この結果については、住民の方々を構成員とし、政策評価に関する外部評価委員会の位置付けを併せ持つ推進組織を設置して、報告するとともに、住民の皆さんに広く公表します。



# 參考資料

# 1 当別町行財政システム再構築プラン実施計画掲載事業一覧

大項目	中項目	小項目	No	項目	担当課	
1 住民参加の推進	(1)協働の仕組みづくり	協働のルールづくり	1	住民提案を基にした協働の指針づくり	企画課・美しいまちづくり課	
			2	協働による美しい景観創出の検討	美しいまちづくり課	
			3	地域福祉の仕組みづくりの検討	福祉課	
		協働の体制づくり	4	審議会等における公募、女性委員の拡大	総務課・関係各課	
			5	美しい景観委員会	美しいまちづくり課	
			6	大学等との連携強化	関係各課	
			7	人材登録制度の導入の検討	企画課	
			8	庁内窓口、連絡調整体制の整備	美しいまちづくり課	
			協働事業の推進	9	文化活動等の拠点づくりでの協働の取り組み	企画課
				10	NPO等との連携による協働事業の推進	関係各課
				11	ごみ減量化の推進	環境対策課
		12		住民参加型閉じこもり予防事業	福祉課	
		13		機能訓練事業	福祉課	
		14		配食サービスボランティア	福祉課	
		15		除雪サービス事業	福祉課	
		16		子育て支援センターの運営	子育て推進課	
		17		ファミリーサポートセンター事業の検討	子育て推進課	
		18		住民参加による公共施設の管理・運営	維持管理課	
		(2)活動支援と環境の整備	活動の支援	22	ボランティア活動の推進	関係各課
				23	青少年活動センターへの支援	関係各課
				24	美しいまちづくり推進補助金	美しいまちづくり課
25	NPO等への支援策の検討			住民生活課		
26	資源回収奨励事業			環境対策課		
27	住民協働支援制度の検討			住民生活課		
28	歯の健康プラザへの活動支援			福祉課		
29	町民自主企画講座の推進			社会教育課		
30	フィルムコミッションへの支援の検討			商工課		
活動しやすい環境整備	31			活動拠点の整備	美しいまちづくり課	
	32		協働ネットワークの整備	美しいまちづくり課		
(3)人材の育成・啓発	人材の育成・啓発		33	子供たちの地域ボランティア活動	関係各課	
		34	ボランティア活動の普及・啓発	関係各課		
		35	町職員のボランティア活動への参加	総務課		
		36	人材育成基金の活用	企画課		
(4)情報の共有	情報提供の仕組みづくり	37	総合的な評価システムの構築	企画課		
		38	要望陳情等の内容の公表	企画課		
		39	パブリックコメント・パブリックインボルブメント制度の導入	企画課		
	情報提供手段の充実	40	町広報の充実（町民アンケート等の実施）	情報課		
		41	ホームページ等を活用した迅速な情報公開	情報課		
		42	情報ネットワーク基盤の検討	情報課		
		43	財務データの公表	財政課		
2 事務事業の見直し	(1)業務の効率的な執行と町民サービスの向上	電子申請、届出の推進	44	電子申請システムの開発	情報課	
			事務の電子化の推進	45	新たな住民記録等電算システムの導入	総務課・住民生活課・関係各課
		46		文書管理の電子化の検討	総務課・情報課	
		47		新たな予算編成等電算システムの導入	財政課	
		48		庁内各種システムの一元化の検討	情報課・関係各課	
		49		情報セキュリティ（安全）対策の推進	情報課	
		50	総合データバンクシステムの運用	福祉課		

	業務の民間委託の推進	51	社会福祉協議会への委託の拡大	福祉課・子育て推進課
		52	老人ホーム管理業務の民間委託	福祉課
		53	浄水場運転管理業務	水道課
		54	水質検査業務の民間委託	水道課
		55	水道事業の維持管理業務全面委託化の検討	水道課
	その他の業務の効率的な執行、事務の簡素化	56	各種委員の報酬等の見直し	総務課・関係各課
		57	各種団体負担金の見直し	関係各課
		58	関連業務の統合	関係各課
		59	職員永年勤続表彰の廃止	総務課
		60	農業振興地域整備促進協議会の廃止	農林課
		61	町有林運営委員会の廃止	農林課
		62	町有林環境保全整備事業の見直し	農林課
		63	森林国営保険加入の廃止	農林課
		64	水道メータの検針回数の見直し	水道課
(2)公共施設の再編と管理運営方法の見直し	公共施設の再編	65	保育所の再編	子育て推進課
		66	小中学校、幼稚園の統廃合	管理課
		67	幼保一元化の検討、東保育所の建替の検討	子育て推進課・管理課
		68	弁華別プールの廃止	社会教育課
		69	小中学校、幼稚園、プールの統廃合に伴うスクールバス路線の拡大	管理課
		70	火葬場のあり方の検討	環境対策課
		71	公民館のあり方の検討	社会教育課・関係各課
		72	青山農業センターの今後の利用方法等の検討	農林課
		73	中小屋スキー場の今後の利用方法等の検討	社会教育課
	公共施設等の管理運営方法の見直し	74	指定管理者制度の検討	総務課・関係各課
		75	PFI事業導入の検討	関係各課
		76	地域集会施設の管理運営方法の見直し	財政課
		77	公共施設等の維持管理業務のあり方を見直し	維持管理課・関係各課
		78	弁ヶ別保育所運営の民間委託	子育て推進課
		52	老人ホーム管理業務の民間委託（再掲）	福祉課
		53	浄水場運転管理業務（再掲）	水道課
		55	水道事業の維持管理業務全面委託化の検討（再掲）	水道課
		(3)行政サービスの再構築	行政サービスの見直し	79
80	福祉タクシー助成事業の見直し			福祉課
81	訪問看護ステーション利用者交通費助成の廃止			福祉課
82	老人医療費給付事業の廃止			福祉課
83	高齢者に対する配食サービス事業の見直し			福祉課
84	高齢者に対する除雪サービス事業の見直し			福祉課
15	除排雪のあり方を見直し（再掲）			維持管理課
85	予防接種事業（BCG）の見直し			福祉課
86	長寿祝記念品の簡素化			福祉課
87	寝たきり高齢者等入浴サービス事業の見直し			福祉課
88	訪問介護利用者負担軽減措置事業の廃止			福祉課
89	JR大学前駅公衆トイレの廃止			総務課
90	百年会館前公衆トイレの廃止			環境対策課
91	パワーテント貸与事業の廃止			企画課
92	消費者情報提供（インターネット）事業の休止			住民生活課
93	交通安全街路灯の縮小（一部廃止）			住民生活課
94	商店街路灯補助の見直し			商工課
95	町民交通傷害保険事業の廃止			住民生活課
96	商工業者人材育成助成事業の見直し			商工課
97	商工会永年勤続従業員表彰の廃止			商工課

		98	教育委員会表彰の見直し	管理課		
		99	踏切管理事業（小林作業場踏切）の廃止	維持管理課		
		100	小規模小学校合同修学旅行補助の廃止	管理課		
		101	小規模中学校合同修学旅行補助の廃止	管理課		
		102	ジュニアスキー教室の廃止	社会教育課		
		103	ナイタースキー教室の廃止	社会教育課		
		104	親子自然体験・環境教育推進事業の廃止	社会教育課		
	民間主体へ移行、 又は移行を検討するサービス	105	戦没者追悼式の見直し	福祉課		
		106	機能訓練事業の見直し	福祉課		
		107	住民参加型閉じこもり予防事業の見直し	福祉課		
		108	鯉のぼり設置事業の見直し	商工課		
		109	生産調整円滑化推進事業の移行	農林課		
	民間による主体的 取り組みの促進	110	町が事務局を担っている団体のあり方の検討	関係各課		
		111	団体への町の単独補助金の見直し	総務課・財政課・企画課・関係各課		
		112	行政推進員制度の見直し	総務課		
		26	資源回収奨励事業（再掲）	環境対策課		
		113	緑の少年団の育成	農林課		
		23	青少年活動センターへの支援（再掲）	福祉課		
		28	歯の健康プラザへの活動支援（再掲）	福祉課		
		21	医療大学連携セミナー“当別学講座”の推進（再掲）	社会教育課		
		29	町民自主企画講座の推進（再掲）	社会教育課		
		9	文化活動等の拠点づくりでの協働の取り組み(再掲)	企画課		
		30	フィルムコミッションへの支援の検討（再掲）	商工課		
	(4)公共事業の見直し	新規の施設建設事業の抑制	114	新規の施設建設事業の抑制	関係各課	
		事業内容、事業期間等の見直し	115	事業内容、事業期間等の見直し	関係各課	
			116	道営土地改良事業（広域・農免・一般農道整備事業）の見直し	農林課	
			117	当別幸町土地区画整理事業のコスト縮減と補助制度の有効活用	都市計画課	
3 行政組織の見直し	(1)行政組織の見直し	行政組織の統廃合	118	部・課の統廃合	総務課	
			119	係の統廃合	総務課	
			120	職制の見直し	総務課	
			121	事務決裁規程等の見直し	総務課	
			122	電算システム開発管理部署の充実	情報課	
			123	定期的な組織の見直し	総務課	
		組織の弾力化（効率的な ラインとスタッフの構築）	124	スタッフ制の検討	総務課・関係各課	
			125	変則的勤務形態の検討	総務課・関係各課	
		(2)定員管理の見直し	定員管理適正化計画の策定	126	定員管理適正化計画の策定	総務課
				127	早期希望退職制度の拡大	総務課
				128	中途採用制度の検討	総務課
				129	嘱託職員の活用	総務課・関係各課
		(3)職員の意識改革	職員研修の計画的実施	130	各種研修事業の活用	総務課
				131	人事交流事業の推進	総務課
		職員の意識改革	132	自己啓発の促進	総務課	
			133	自己申告制度の実施 平成16年度実施済み	総務課	
		(4)人件費の抑制	特別職の給与抑制	134	特別職の給与抑制 特別職期末手当の縮減	総務課
			職員の給与抑制	135	職員の給与抑制 職員期末手当の縮減	総務課
				136	管理職手当の削減の継続	総務課
				137	時間外勤務手当の縮減 平成16年度実施	総務課
			138	特殊勤務手当の見直し	総務課	
			139	退職手当の抑制	総務課	
			140	高齢職員対策	総務課	
		新規職員の採用抑制	141	新規職員の採用抑制	総務課	

4 財政 基盤 の 健 全 化	(1)歳入確保に向けた 取り組み	町税等収入の確保 (公平負担の原則)	142	町税の収納率の向上	納税課
			143	徴収体制の強化	納税課
			144	囑託徴収専門員の活用	納税課
			145	滞納処分の実施	納税課
			146	町税滞納者に対する行政サービス制限	納税課・関係各課
			147	徴収部門の連携強化	納税課・関係各課
			148	都市計画税の新地区賦課	都市計画課・税務課
			149	国民健康保険税の税率の見直し	住民生活課
			受益者負担の適正化 (使用料等の見直し)	150	使用料等の見直し
		151		減免制度の見直し	財政課・関係各課
		152		下水道使用料の改定	下水道課
		153		ごみの有料化の検討	環境対策課
		未利用町有財産等の処分	154	町有財産の処分	財政課・関係各課
			(2)経常収支比率の改善	経常収支比率の改善	155
	156	経常経費の抑制(目標1億円で 1.5%)			財政課・関係各課
	(3)公債費管理の適正化	公債費負担の適正化	157	長期借入金の抑制	財政課
			158	公債費の抑制	財政課
			159	政府資金等の借換	財政課
			160	一時借入の抑制	財政課
		債務負担行為の抑制	161	債務負担行為の抑制	財政課
(4)基金の確保	各種基金の積立	162	財政調整基金の積立	財政課	

## 2 当別町行財政システム再構築プランの策定経過

### 当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議

年月日	内 容
平成 16 年 10 月 19 日	第 1 回会議 座長・副座長選出、プランの策定趣旨、プラン基本方針（素案）について
11 月 19 日	第 2 回会議 ワークショップ・グループインタビュー実施結果報告、プラン基本方針（素案）の検討
12 月 7 日	第 3 回会議 プラン策定検討会議における意見概要報告（基本方針関係）、プラン実施計画（素案）の検討
12 月 20 日	第 4 回会議 パブリックコメント実施概要報告、プラン実施計画（素案）の検討
平成 17 年 1 月 27 日	第 5 回会議 パブリックコメント実施結果報告、プラン実施計画（素案）の検討、委員によるフリートーク
2 月 16 日	第 6 回会議 プラン（原案）の検討、プランへの提言の取りまとめ
3 月 25 日	第 7 回会議 住民説明会実施結果報告、プラン（最終案）の検討

### ワークショップ

〔コーディネーター（調整役） 江口正尊 北海道医療大学歯学部教授〕

年月日	内 容
平成 16 年 9 月 10 日	第 1 回会議 プランの策定趣旨、住民参画（パブリックインボルブメント）、ワークショップのテーマ、スケジュールについて
9 月 30 日	第 2 回会議 グループ分け、グループ別検討 Aグループテーマ「地域づくりと人づくり」（9月30日 10月8日 11月10日） Bグループテーマ「住民参画とボランティア」（9月30日 10月22日 11月10日） Cグループテーマ「民間と行政の役割分担」（9月30日 10月13日 11月10日） Dグループテーマ「快適で住みやすい町づくり」（9月30日 11月10日）
11 月 10 日	第 3 回会議 グループ別検討

## グループインタビュー（テーマ「当別町の未来への基礎づくり」「住民参加」）

（ファシリテーター（進行役） 横井寿之 北海道医療大学看護福祉学部教授）

年月日	内 容
平成 16 年 11 月 5 日	第 3 グループ 育児・教育期 5 人（女性）
11 月 5 日	第 4 グループ 社会人（30～59 歳） 5 人（男性・女性）
11 月 5 日	第 5 グループ 高齢者（60～75 歳） 5 人（男性・女性）
11 月 7 日	第 1 グループ 高校生・大学生 6 人（男性・女性）
11 月 7 日	第 2 グループ 若者（19～29 歳） 4 人（男性・女性）

## 当別町行財政システム再構築プラン(素案)パブリックコメント

期 間	内 容
平成 16 年 12 月 15 日 ～ 平成 17 年 1 月 14 日	意見総数 16 件（個人・団体） 66 項目

## 行政推進員会議

年月日	内 容
平成 17 年 1 月 20 日	第 1 回会議 プラン（素案）の説明

## 行財政システム再構築プラン(原案)住民説明会

年月日	内 容
平成 17 年 2 月 21 日	開催場所 商工会館 出席者数 84 人
平成 17 年 2 月 24 日	開催場所 総合保健福祉センター「ゆとろ」 出席者数 103 人
平成 17 年 2 月 25 日	開催場所 西当別コミュニティーセンター 出席者数 81 人 計 268 人

## 議会関係

年月日	内 容
平成 16 年 9 月 6 日	総務常任委員会 プラン策定概要の説明
10 月 13 日	総務常任委員会 プラン基本方針（素案）、住民参画（パブリックインボルブメント）の説明
12 月 7 日	総務常任委員会 ワークショップ・グループインタビュー報告書の説明
12 月 8 日	議員協議会 プラン（素案）の説明
平成 17 年 2 月 17 日	議員協議会 パブリックコメント実施結果、プラン（原案）の説明
2 月 28 日	総務常任委員会 住民説明会開催結果、プラン策定検討会議からの提言内容の説明

## 当別町行財政システム再構築推進本部

年月日	内 容
平成 16 年 7 月 23 日	第 1 回会議 推進本部設置、プラン策定方針について
10 月 5 日	第 2 回会議 プラン基本方針（素案）について
10 月 27 日	第 3 回会議 再構築調書の取りまとめ
10 月 29 日	第 4 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 2 日	第 5 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 4 日	第 6 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 5 日	第 7 回会議 平成 17 年度予算編成方針、公共施設調書、団体補助金、報酬・報償費について
11 月 11 日	第 8 回会議 使用料・手数料検討委員会の検討状況報告、団体補助金、関与団体点検評価、公共施設評価、ワーキンググループ提案、職員提案について
11 月 17 日	第 9 回会議 ワークショップ・グループインタビュー実施結果報告、補助金のあり方、事務事業評価検討事項、プラン実施計画（案）について
11 月 24 日	第 10 回会議 重点施策項目、財政見通しと新規事業の取り扱い、各種委員会等の報酬・報償費、プラン実施計画（素案）について

11月29日	第11回会議 補助金の方向性、ワークショップ・グループインタビュー報告書の意見に対する町の考え方、財政見通し、プラン実施計画（素案）について
12月6日	第12回会議 プラン実施計画（素案）の取りまとめ
平成17年1月25日	第13回会議 パブリックコメント意見の取りまとめ
2月14日	第14回会議 プラン（原案）の取りまとめ
3月23日	第15回会議 住民説明会結果、プラン（最終案）について

### 職員提案募集

期 間	内 容
平成16年8月12日 ～ 平成16年8月31日	意見総数7件（個人・グループ） 41項目

### 3 当別町行財政システム再構築プランに係る提言

平成17年2月16日

当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議は、昨年9月に設置され、今日まで6回にわたり検討を重ねてきた。その狙いは、当別町が住民と行政による協働のまちづくりを推進するとともに、行財政全般にわたり抜本的な改革を実施するため、策定を進めている行財政システム再構築プランについて、検討し、提言を行うことにある。

この間、本会議は町から再構築プラン（素案）の内容について説明を受け、さらに種々のアプローチ、ワークショップ、グループインタビュー、パブリックコメントなどの方法を通して町民から寄せられた意見を参考に、これらに対する町の考え方も聴く機会をもった。それらをもとにこれまでの様々な意見を取りまとめ、再構築プランに対して提言するものである。

各委員には、ご多忙中、これまで御出席いただき、熱心に議論いただいたことは、町の発展に寄与するものと考えている。

再構築プランの内容の実現に向かって、着実に取り組み、行財政システムの再構築の目的が達せられることを期待する。

当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議

座 長 廣 重 力

#### （提言事項）

##### 1 基本方針について

###### （1）住民との協働について

再構築プランで触れているように、右肩上がりの経済に支えられたこれまでの行政サービスの提供のあり方については、住民・行政とも発想を転換し、それぞれの適切な役割分担のもとで、協働によるまちづくりが必要となっている。

協働の仕組みづくりに当たっては、協働の考え方や、具体的な内容について、住民に十分浸透するよう取り組んでいく必要がある。

##### 2 実施計画（具体的取り組み事項）について

###### （1）民間委託の推進について

民間能力の活用と、簡素で効果的、効率的な行財政運営を確立するため、業務の民間委託を推進することとしているが、これまでの前例にとらわれることなく、積極的に取り組んでいく必要がある。

( 2 ) 小規模校の統廃合について

小規模小学校については、児童数の減少傾向を踏まえ、できるだけ早い時期の統廃合を目指すこととしているが、児童の学習環境を改善する観点から、積極的に取り組んでいく必要がある。

( 3 ) ごみの有料化の検討について

受益者負担の適正化の一環として、家庭系ごみの有料化について検討することとしているが、ごみの減量化対策と応分の負担という観点から、早期の有料化に向けて検討を行う必要がある。

( 4 ) 職員の定員管理の見直しについて

事務事業の見直し、民間委託、施設の統廃合などにより、職員数の適正化を図ることとし、別途「定員管理適正化計画」を策定することとしているが、具体的な職員数が盛り込まれていないので、具体的な職員数を明らかにする必要がある。

3 実施計画（計画期間における重点施策）について

( 1 ) 町のランドデザイン（第 4 次総合計画）との関連について

再構築プランでは、目指す基本方向として、「住民サービスの維持向上のための『新たな支え合いの仕組み』づくり」「簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築」を目指すとともに、施策の重点的な展開を図ることとし、「計画期間における重点施策」を掲げているところであるが、町のランドデザインである第 4 次総合計画との関連を示す必要がある。

( 2 ) 移住促進について

現在、町の人口は微減傾向が続いており、首都圏の定年退職者などを呼び込むため北海道が検討している「移住プロモーション事業」の受け皿事業として、当別町優良田園住宅の促進について、取り組むこととしているが、人口減対策については、急務であると考えるので、札幌など首都圏以外も広く対象とした移住促進に取り組んでいく必要がある。

( 3 ) 子育て支援の推進について

「子育て支援センターの充実」については、パブリックコメントにおいて、多くの意見が寄せられているところであるが、支援センターの運営方法については、住民と行政がそれぞれの立場で、役割と責任を果たす協働の観点から、行政のみが担うのではなく、町内会など地域の高齢者やボランティア等を巻き込み、地域の活性化にも繋がるような手法を検討のうえ、利用者の立場に立った機能の充実を図る必要がある。

( 4 ) 駅前れんが倉庫の整備について

文化創造と観光情報や地元特産品などの情報発信拠点、更には、賑わい創出を図ることにより、町の活性化を図るための駅前れんが倉庫の整備については、継続的に活発な

利用が図られるよう、住民との協働のもと、十分に検討する必要がある。

#### 4 その他

##### (1) 議会議員及び農業委員の定数等の削減について

議会議員の定数・報酬の削減、農業委員の定数削減については、町長部局とは別の機関であるとの理由から、素案には盛り込まれていないが、パブリックコメントにおいて、意見が寄せられており、また、策定検討会議においても、たびたび、定数等を削減すべきであるとの意見が出されていることから、定数等の削減を強く求める。

##### (2) 再構築プランの推進管理について

再構築プランの推進に当たっては、毎年度、推進状況の取りまとめを行い、住民を構成員とする外部推進組織に報告し、住民にも広く公表することとしているが、推進管理を着実にを行い、再構築プランの内容について、全庁をあげて実現に向けて取り組んでいく必要がある。

## 4 当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 当別町行財政システム再構築プランの策定について検討し、提言するため、町政について優れた見識を有する団体の代表者等により構成する当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議(以下「策定検討会議」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 策定検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、提言を行う。

(1) 当別町行財政再構築プラン基本方針に関すること。

(2) 当別町行財政再構築プラン実施計画に関すること。

### (組織)

第3条 策定検討会議は、委員10人をもって組織し、その委員は当別町区域内の専門的知識を有する団体等の代表者のうちから、町長が任命する。

### (座長及び副座長)

第4条 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

2 座長は策定検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定検討会議は、座長が招集する。

2 策定検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 策定検討会議の庶務を処理するため企画部に事務局を置く。

(報酬)

第7条 委員報酬は、支給しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月15日から施行する。
- 2 この要綱は、当別町行財政システム再構築プランの策定の日、その効力を失う。

## 5 当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議委員名簿

役職名	氏 名	団体名・職名
座 長	廣重 力	北海道医療大学学長
副座長	河村 佳男	当別町商工会会長
委 員	川原 博志	北石狩農業協同組合代表理事組合長
	宮永 雅己	当別建設協会会長
	高島 勇一	当別町行政推進員連絡協議会会長
	久保 義雄	当別町歴史ボランティア会長
	大塚 初雄	太美商工振興会会長
	石本 留美子	当別町商工会女性部長
	下段 キミ	当別町消費者協会会長
	八木 和香美	当別町ボランティア連絡協議会会長

## 6 当別町行財政システム再構築推進本部設置要綱

(設置)

第1条 分権型社会に対応し自立した個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざし、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、行財政全般の改革を行ない、社会経済情勢の変化に即応した簡素で効率的な行財政運営を推進するために、当別町行財政システム再構築推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 行財政システム再構築プランの策定及び推進に関すること。
- ( 2 ) その他行財政システム再構築プランに係る重要事項に関すること。

( 組織 )

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、助役及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部長(部長相当職を含む。)をもって充てる。

( 本部長及び副本部長 )

第 4 条 本部長は本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 本部の会議は、本部長が召集する。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 幹事会 )

第 6 条 本部の会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行なうため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、副幹事長は、総務部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外のものを幹事会に出席させることができる。
- 8 幹事会の幹事は、各課長(課長相当職を含む。)をもって充てる。

( ワーキンググループ )

第 7 条 本部は、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、本部長が指名し、その他必要な事項は、別に定める。

( 庶務 )

第 8 条 本部及び幹事会の庶務その他の事務は、企画部行財政改革担当において処理する。

( 雑則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 7 月 23 日から施行する。

**当別町行財政システム再構築プラン**  
**平成 17 年 3 月**

発行 当別町

編集 当別町企画部行財政改革担当

〒061 - 0292 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

電話 0133 ( 23 ) 2330 ( 代表 )

E-mail : [gyoukaku@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:gyoukaku@town.tobetsu.hokkaido.jp)

URL : <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>